

足利市地域防災計画

災害予防編

令和6(2024)年3月

足利市防災会議

災害予防編 目 次

第1章 震災・風水害予防	6
第1節 防災意識の高揚	6
第1 市民への防災知識の普及啓発推進	6
第2 職員に対する防災教育	6
第3 市職員に対する県防災研修への参加促進	7
第4 防災知識普及活動及び防災訓練における要配慮者への配慮	7
第5 防災に関する調査研究	7
第2節 防災体制の整備	8
第1 職員体制の整備	8
第2 災害対策本部運営体制の整備	8
第3節 防災拠点の整備	9
第1 防災拠点の体系	9
第2 災害対策活動拠点の整備	9
第4節 地域防災力の充実	11
第1 市民・事業所における対策	11
第2 自主防災組織の充実	11
第3 消防団の活性化の推進	12
第4 防火クラブの育成・強化	12
第5 災害ボランティアの環境整備	13
第5節 防災訓練の実施	14
第1 市が実施主体となった防災訓練	14
第2 要配慮者利用施設における防災訓練	14
第3 市民、自主防災組織、事業所等の訓練	15
第6節 避難行動要支援者対策	16
第1 現状と課題	16
第2 地域における安全性の確保	16
第3 社会福祉施設等における安全性の確保	19
第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策	19
第5 外国人に対する防災対策	20
第7節 物資・資機材等の備蓄体制の整備	21
第1 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備	21
第2 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備	21
第3 物資の供給体制及び受入体制の整備	21
第4 輸送手段の確保体制の整備	22
第8節 地震・風水害に強いまちづくり	23
第1 総合的・計画的な災害に強いまちづくり	23
第9節 地盤災害予防対策	25
第1 宅地造成地災害防止対策	25
第2 被災宅地危険度判定制度の整備	25
第3 軟弱地盤対策	25
第10節 洪水・浸水等対策	26
第1 効果的な治水・砂防・治山対策の実施	26
第2 道路アンダー冠水対策	27
第3 除雪体制の整備	28
第11節 水防体制の整備【水防計画】	29
第1 水防活動体制の整備	29
第2 中小河川における対策	29
第3 洪水浸水想定区域における対策	29

第4	施設等の水害予防対策	30
第5	洪水氾濫による被害の軽減に資する取組	30
第12節	土砂災害・山地災害対策	31
第1	土砂災害防止法に基づく被害防止対策	31
第2	山地災害防止対策	31
第3	急傾斜地崩壊対策	32
第4	土石流防止対策	32
第13節	農林業関係災害予防対策	34
第1	農地・農業用施設及び林業用施設対策	34
第2	農林水産業共同利用施設対策	34
第14節	情報通信・放送の整備	36
第1	市の対策	36
第2	各関係機関の対策	37
第3	電信電話事業者の対策	37
第4	放送事業者の対策	37
第15節	避難体制の整備	38
第1	指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の指定並びに自主避難所の確保	38
第2	指定避難所の整備	39
第3	その他の避難場所の確保	40
第4	避難に関する知識の周知徹底	40
第5	避難実施・誘導体制の整備	41
第6	避難所管理・運営体制の整備	42
第16節	消防・救急・救助体制の整備	44
第1	火災予防の徹底	44
第2	消防力の強化	44
第3	ヘリコプターによる救急・救助体制の整備	45
第17節	保健医療体制の整備	46
第1	応急医療体制の整備	46
第2	後方医療体制等の整備	47
第3	応援要請及び受援体制の整備	47
第4	医療体制の確保	47
第18節	緊急輸送体制の整備	48
第1	緊急輸送道路の整備	48
第2	陸上輸送体制の整備	48
第3	空中輸送体制の整備	49
第19節	建築物の災害予防対策	50
第1	一般建築物に対する予防対策	50
第2	防災上重要な公共建築物の災害予防対策	51
第3	震災建築物応急危険度判定体制の整備	51
第4	その他の安全対策	51
第5	家具等転倒防止	52
第6	石綿含有建材使用建築物への予防対策	52
第20節	インフラ施設等の災害予防対策	53
第1	輸送関係機関の対策	53
第2	ライフライン関係機関の対策	53
第3	その他の公共施設の対策	56
第21節	危険物施設等の災害予防対策	57
第1	消防法上の危険物	57
第2	火薬類	57
第3	LPガス	57

第4	高圧ガス	58
第5	毒物・劇物	58
第6	放射性物質	58
第2 2節	学校・社会施設等の災害予防対策	59
第1	公立学校の対策	59
第2	私立学校の対策	60
第3	社会教育施設の対策	60
第4	文化財災害予防対策	61
第2 3節	応援・受援体制の整備	62
第1	他自治体との相互応援体制の整備	62
第2	災害時応援協定の締結	62
第3	大規模災害に備えた受援計画	62
第4	応急対策職員派遣体制の整備	62
第5	消防広域応援体制の整備	62
第6	警察・自衛隊等との連携	63
第2 4節	孤立集落の災害予防対策	64
第1	孤立可能性地区の把握と啓発の推進	64
第2	未然防止対策の実施	64
第3	災害時に備えた取組の実施	64
第2 5節	災害廃棄物等の処理体制の整備	65
第1	市の対策	65
第2	処理事業者の対策	65
第3	県の対策	65
第2章	林野火災予防	66
第1節	防火活動の促進	66
第1	火災予防対策の推進	66
第2節	火災に強い森林づくり	67
第3節	応急対策への備え	68
第1	情報収集・伝達体制の整備	68
第2	災害応急活動体制の整備	68
第3	消火活動への備え	68
第4	避難対応への備え	69
第5	関係機関と連携した防災訓練の実施	69
第3章	原子力事故災害予防	70
第1節	初動体制の整備	70
第1	情報の収集・連絡体制の整備	70
第2	通信手段の確保等	70
第2節	情報伝達体制の整備	71
第3節	避難対応に係る体制等の整備	71
第1	屋内退避体制の整備	71
第4節	モニタリング体制の整備	72
第1	モニタリング体制の整備	72
第2	定点測定等	72
第5節	健康対策	73
第1	資機材の整備等	73
第2	医療救護活動体制の整備	73
第6節	農林水産物等の安全確保の整備	73
第1	検査体制の整備	73
第7節	普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実	74
第1	市民等に対する普及・啓発	74

第2	原子力防災業務に携わる職員に対する研修等	74
第4章	その他事故災害予防	75
第1節	事業所等に対する防災対策の強化	75
第1	安全性の確保等	75
第2	防災意識の高揚、訓練の実施	75
第2節	石油類等事故予防対策	76
第1	石油類等取扱事業者の対策	76
第2	消防本部の対策	76
第3節	ガス事故予防対策	77
第1	LPガス・一般高圧ガス	77
第2	都市ガス	77
第4節	火薬類事故予防対策	78
第1	事業者の対策	78
第5節	毒物・劇物事故予防対策	79
第1	事業者の対策	79
第2	連携体制の整備	79
第6節	放射性物質事故予防対策	80
第1	事業者の対策	80
第2	市の対策	80

第1章 震災・風水害予防

第1節 防災意識の高揚

市、県及び防災関係機関は、災害発生時に市全体が協力して円滑かつ効果的な災害対策活動が行われるよう、市民への適切な防災意識の高揚に努めるとともに、職員に対する防災教育についても積極的に行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民への防災知識の普及啓発推進	総合政策部、消防本部	防災関係機関
第2 職員に対する防災教育	総合政策部	防災関係機関
第3 市職員に対する県防災研修への参加促進	総合政策部	
第4 防災知識普及活動及び防災訓練における要配慮者への配慮	各部	
第5 防災に関する調査研究	総合政策部	防災関係機関

第1 市民への防災知識の普及啓発推進

市（総合政策部、消防本部）及び防災関係機関は、市民一人ひとりが常に防災に関心を持ち、自らの問題として受け止め、防災に対する正しい知識と技術を身につけられるよう、消防団や自主防災組織等とも連携しながら防災知識の普及啓発を推進する。

また、家庭等で普段からできる防災対策について、市民（特に若い世代）へ継続的に周知していく。

1 普及啓発活動の例

- ・防災講演会、出前講座等の開催
- ・ハザードマップ、防災パンフレット等の配布
- ・テレビ、ラジオ、新聞、広報誌、SNS等による広報活動
- ・防災訓練の促進
- ・防災器具、災害写真等の展示
- ・各種表彰

2 啓発強化期間

特に次の期間において活動を強化するなど、効果的な啓発活動に努める。

- ・防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）
- ・春季全国火災予防運動実施週間（3月1日～3月7日）
- ・水防月間（5月1日～5月31日）
- ・山地災害防止キャンペーン（5月20日～6月30日）
- ・がけ崩れ防災週間（6月1日～6月7日）
- ・土砂災害防止月間（6月1日～6月30日）
- ・防災週間（8月30日～9月5日）
- ・秋季全国火災予防運動実施週間（11月9日～11月15日）
- ・とちぎ防災の日（3月11日）

第2 職員に対する防災教育

市（総合政策部）及び防災関係機関は、職員が災害時において適切に状況を判断し、的確な防災活動を遂行できるよう、講習会や研修会の開催、防災活動に関するマニュアル等の作成・配布を行うと

ともに、定期的な防災訓練を実施し、防災教育の徹底に努める。

第3 市職員に対する県防災研修への参加促進

市（総合政策部）は、災害救助法、被災者生活再建支援法、激甚災害の法制度等について理解を深めるために県等が開催する市職員向けの研修会に職員を参加させる。

第4 防災知識普及活動及び防災訓練における要配慮者への配慮

市（各部）は、防災知識の普及活動や防災訓練を実施する際は、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、介護保険における要介護・要支援認定者、障がい者、妊産婦、乳幼児、難病患者、透析患者、外国人等の要配慮者に十分に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努める。

第5 防災に関する調査研究

市（総合政策部）及び防災関係機関は、緊密な連携を取り合い、地域の危険度測定、災害発生の予測、災害発生時の被害の予測など基礎的な調査研究を推進するよう努める。

第2節 防災体制の整備

災害が発生し、または発生が予想される場合に、迅速的確な災害対策を実施するため、市の防災体制の整備を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 職員体制の整備	総合政策部、各部	
第2 災害対策本部運営体制の整備	総合政策部	

第1 職員体制の整備

1 動員配備計画の作成

市（各部）は、災害応急対策を迅速的確に実施するために必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類・規模を勘案し、実効性ある動員配備体制を整備する。

2 動員配備に対する認識の向上

市（総合政策部）は、防災研修、防災訓練等により、職員に対し非常登庁に対する心構えを認識させるとともに、職員の被災を最小化するため、家庭で実施可能な災害予防対策について啓発する。また、参集手段としてのバイク、自転車等の準備を促す。

3 参集体制の整備

市（総合政策部）は、市長、副市長、教育長、各部長、防災関係担当課長等、災害応急対策を行うにあたり欠くことのできない職員については、電話、メール等を利用した職員参集システム等を整備する。

また、全職員に対して、非常招集等の連絡が届くよう、日頃から連絡体制を整備しておく。

第2 災害対策本部運営体制の整備

1 危機管理課兼務職員の任命

市（総合政策部）は、災害対策本部事務局を担う危機管理課の体制を強化するため、危機管理課を兼務する職員を確保し、任命された職員がそれぞれの役割を迅速かつ適切に対応できるようにすることで初動体制を充実させる。

2 本部運営マニュアルの整備

市（総合政策部）は、円滑かつ効果的な災害対策業務を実施できるよう、災害対策本部の開設・運営マニュアルを策定する。

3 本部運営資機材の整備

市（総合政策部）は、災害情報を適切に共有し、効果的な災害対策業務を行えるよう、事務用品や情報機器等の資機材を整備する。

4 訓練の実施

市（総合政策部）は、災害時に適切な災害対策業務が実施できるよう災害対策本部の開設・運営や情報伝達に関する訓練を実施し、職員の練度向上を図る。

第3節 防災拠点の整備

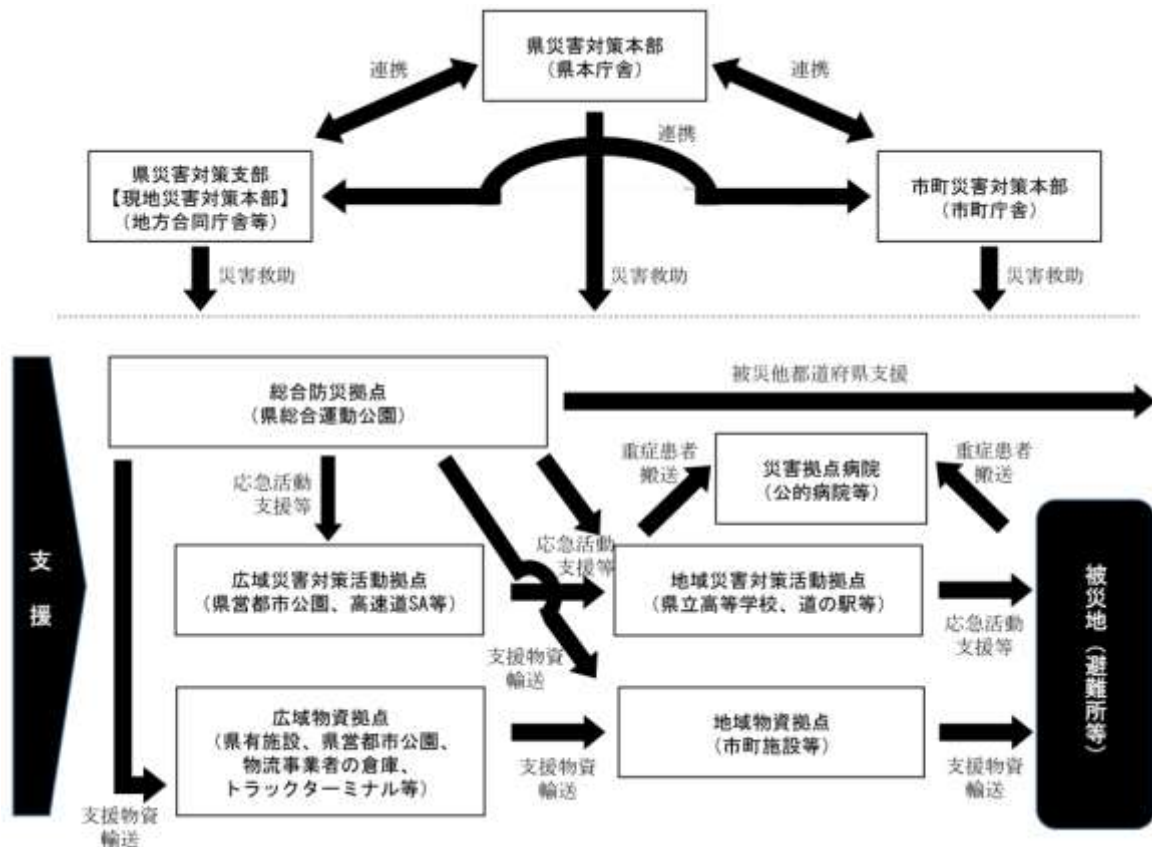
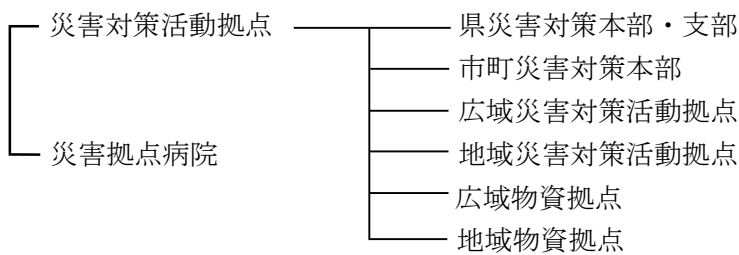
市、県及び関係機関は、大規模災害発生時における迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、消火、救出・救助活動、物資輸送活動、医療活動等において重要な役割を担う防災拠点を、計画的に整備していく。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 防災拠点の体系		
第2 災害対策活動拠点の整備	総合政策部、行政経営部	

第1 防災拠点の体系

県内の防災拠点の種類、体制は次のとおりである。



第2 災害対策活動拠点の整備

市は、災害対策活動における中核的な役割を担う活動拠点の整備について、関係機関と連携を図りながら推進していく。

1 市の災害対策活動拠点の確保

(1) 市災害対策本部

市（総合政策部、行政経営部）は、市庁舎について、災害対策本部機能を十分果たすことができるよう、必要な機能整備を図る。また、被災により市庁舎の機能が失われる場合を想定して、事前に災害対策本部設置場所の代替施設を選定しておくとともに、災害対策本部機能確保に必要な設備、資機材の整備を進める。

(2) 防災拠点

市（総合政策部）は、全国からの救援物資の一次的な集積及び配分活動の拠点（地域物資拠点）として、県立高校等を指定する。

また、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊の後方活動及び野営の拠点として隣保館（足利市地域福祉会館）、自衛隊の後方活動及び野営の拠点として、岩井分水路緑地、足利ガスふれあい公園（五十部運動公園）、月谷スポーツ広場を指定し、防災関係機関と協力し必要な設備、資機材の整備を進める。

なお、今後整備を予定している道の駅については、第1次緊急輸送道路に指定されている国道50号における防災拠点としての活用体制を整備する。

その他西部地区における物資の一時保管場所として、旧彦谷地区集落排水処理施設の活用体制を整備する。

また、県立高等学校については、県（県土整備部、危機管理防災局、教育委員会事務局）が、被災地への捜索・救助活動、災害医療に係る現地活動や必要な情報の提供を行うための中継の役割等を担う地域災害活動拠点として必要な整備を行うことに留意する。

<市の地域物資拠点予定施設（県の地域災害活動拠点）>

名称	電話番号	所在地
足利高等学校	0284-41-3573	本城1-1629
足利工業高等学校	0284-21-1318	西宮町2908-1
県南産業技術専門学校	0284-91-0803	多田木町76
足利清風高等学校	0284-62-2011	山下町2110
足利南高等学校	0284-72-3118	下洪垂町980

2 災害対策活動拠点に整備する主な設備

災害対策活動拠点には、必要に応じて次のような整備を行っていく。特に、災害時において中枢の役割を担う市災害対策本部となる施設については、計画的に整備を推進するとともに、災害時に有効に機能するよう適切に維持管理を行う。

- ① 建築物の耐震・不燃等堅牢化
- ② 非常用電源
- ③ 防災行政無線等
- ④ （飲料水兼）耐震性貯水槽、防火水槽、防災トイレ
- ⑤ 備蓄倉庫

第4節 地域防災力の充実

市民一人ひとりや各事業所が災害に備えるよう防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成・強化、消防団の活性化やボランティアの活動支援体制の整備を推進する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民・事業所における対策	総合政策部、健康福祉部、生活環境部、産業観光部	市民、事業所
第2 自主防災組織の充実	総合政策部、消防本部	自主防災組織
第3 消防団の活性化の推進	消防本部、消防団	
第4 防火クラブの育成・強化	消防本部	
第5 災害ボランティアの環境整備	生活環境部	市社会福祉協議会

第1 市民・事業所における対策

1 市民一人ひとりの対策

市民一人ひとりが自らの身の安全は自ら守る「自助」の精神に基づき、平常時から次に示すような各種対策を講じるなど、災害に対する備えを進める。

市（総合政策部、健康福祉部、生活環境部）は自主防災組織、消防団等と連携し、市民に対する防災意識の高揚を図る。

<市民が行う災害対策の例>

- ① 防災に関する知識の取得
 - ・洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、震度、マグニチュード等の知識
 - ・過去に発生した災害による被害状況
 - ・気象情報及び緊急地震速報等の利用の心得に関する知識
- ② 各家庭の危険箇所の確認や耐震診断等の安全点検、住宅の破損箇所や耐震化等の補強、家具の固定等の実施、自然災害保険への加入の検討
- ③ 避難所（場所）や避難経路の確認
- ④ 非常用持出品や備蓄品の準備

2 事業所の対策

各事業所は、平常時から、災害時において重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定に努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員への防災教育の実施等、防災活動の推進に努める。また、地域社会の一員として、行政や地域の行う防災活動に協力できる体制を整える。

市（産業観光部）は県等と連携し、こうした取組に資する情報提供や助言等を行う。

第2 自主防災組織の充実

1 自主防災組織の現状と課題

本市では、市内222自治会のすべてに自主防災組織が設立されており、100%の組織率となっている。

今後も組織率100%を維持するとともに、組織役員の高齢化等の問題に対処し、また、常に活性化に努め、災害時に自主防災組織が効果的に機能するよう働きかける必要がある。

2 自主防災組織の育成・強化

(1) 自主防災組織による自主的な活動の推進

自主防災組織は、日ごろから必要な体制整備に努めるとともに、防災に関する知識や技能を習得するため、防災研修会や防災訓練を繰り返し行うよう努める。

また、地域の災害特性や住民の状況に応じた「地区防災計画」を策定し、同計画に基づいた取組を計画的に行うなど、自らの地域防災力の維持向上のために必要な事項について、市（総合政策部）や関係機関等と連携しながら積極的に推進するよう努める。

(2) 自主防災組織と市との連携

自主防災組織の育成・強化を図るため、市（総合政策部、消防本部）は必要な支援を行う。

<自主防災組織への支援例>

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 自主防災組織ハンドブック、パンフレット等啓発資料の作成配布② 講習会、研修会への講師派遣等③ 各種防災訓練に対するの指導・助言
(訓練メニューの例)<ul style="list-style-type: none">・情報収集・伝達訓練・初期消火訓練・救出・救護訓練・避難誘導訓練・避難所開設運営訓練・給食・給水訓練・要配慮者支援訓練④ 防災リーダーの育成（防災リーダー研修会開催）⑤ 地区防災計画の作成支援⑥ 各種補助制度の実施 |
|--|

第3 消防団の活性化の推進

1 消防団の現状と課題

本市の消防団は、19分団体制となっている。今後、地域消防力のさらなる向上を図る上で、消防団の強化は不可欠であるが、消防団員数は定員を下回っている状況にあり、また、将来的には団員の高齢化の進行も予想されることから、団員の確保と活動の活性化が課題である。

2 消防団の育成・強化

市（消防本部）は、消防団員の育成と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域防災力の向上、地域住民の安全確保を図る。

また、消防団は、防災訓練等を通して自主防災組織等との連携を図る。

<消防団への支援例>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 消防団充実強化策の推進② 消防団活動に必要な各種資材の整備・充実③ 消防団員に対する各種教育訓練の実施④ 地域住民に対する消防団活動や加入促進の広報 等 |
|---|

第4 防火クラブの育成・強化

市（消防本部）は、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、女性防火クラブの育成・強化を図り、地域における自主防災活動の活性化を進める。

幼年消防クラブ	市内の保育所（園）、幼稚園で組織されている幼年消防クラブに対し、年間行事を通じ、子供の火遊びの防止、地震時の対応等について指導する。
---------	--

少年消防クラブ	市内の小・中学校の児童生徒によって結成されている少年消防クラブに対し、年間行事を通し、防火・防災について指導する。
女性防火クラブ	地元自主防災組織や消防団の協力を得ながら、「我が家から火災を出さない」を合い言葉に、家庭における防火・防災意識及び消火活動に関する知識の普及並びに地域における防火・防災意識の高揚を図る。また、市民に対し防火講演会や研修会など各種イベントに積極的な参加を促し、防火・防災の啓発活動を行う。

第5 災害ボランティアの環境整備

1 災害ボランティア受入体制の整備

(1) 災害ボランティアセンターの整備

市（生活環境部）及び市社会福祉協議会は、災害ボランティアセンター（総合福祉センター）の開設・運営並びに災害ボランティアの受入れ及びコーディネートについて、マニュアル作成や実施体制の整備等を進める。

(2) 補償体制の充実

市（生活環境部）は、災害ボランティアが安心してボランティア活動に参加できるよう、ボランティア保険等への加入促進を図るため、助成制度の必要性について検討する。

2 災害ボランティアの育成等

市（生活環境部）及び市社会福祉協議会は、災害ボランティア活動が効果的に展開されるよう、次の事項を推進する。

(1) ボランティアの事前登録

災害ボランティアを希望する団体及び個人を事前登録することによる協力体制の充実強化

(2) ボランティアコーディネーターの育成

災害ボランティアに寄せられる多様なニーズやライフライン復旧状況等によるニーズの変化に対応できるボランティアコーディネーターの育成

(3) ボランティア団体等のネットワーク化

地域におけるボランティア活動が円滑に展開されるよう、平時から、ボランティア団体や災害時に各種支援活動を行うNPO法人等のネットワーク化を推進する。

また、県が開催する災害ボランティアネットワーク会議へ参加する等、必要な体制の整備

(4) その他支援体制の整備

災害ボランティア活動にかかる費用や資機材等について、民間からの支援、協力が得られる体制を整備する。

第5節 防災訓練の実施

初動対応等を重視した実践的な訓練を行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市が実施主体となった防災訓練	総合政策部、消防本部	自主防災組織
第2 要配慮者利用施設における防災訓練	総合政策部、健康福祉部	社会福祉施設、医療機関、各学校
第3 市民、自主防災組織、事業所等の訓練		市民、自主防災組織、事業所

第1 市が実施主体となった防災訓練

市（総合政策部、消防本部）は、本計画の検証、防災関係機関との連携強化、市民の防災意識の高揚を図るため、防災関係機関や自主防災組織、事業所等との積極的な連携により、各種防災訓練を実施する。

実施に当たっては、東日本大震災、令和元年東日本台風等の経験を踏まえ、実践的な状況を設定し、自助、互助・共助による活動を重視する。また、実際に道路の通行を禁止、制限して実施するなど効果的な訓練となるよう努める。

<防災訓練（図上訓練含む）の例>

- ① 職員の動員訓練
- ② 災害対策本部等設置訓練
- ③ 情報収集・伝達訓練（通信訓練）
- ④ 広報訓練
- ⑤ 水防訓練
- ⑥ 土砂災害に係る避難訓練
- ⑦ 消火訓練
- ⑧ 救出・救助訓練
- ⑨ 避難誘導、避難所設置運営訓練
- ⑩ 応急救護、応急医療訓練
- ⑪ ライフライン応急復旧訓練
- ⑫ 警戒区域の設定、交通規制訓練
- ⑬ 支援物資・緊急物資輸送訓練
- ⑭ ヘリコプターを活用した訓練（航空偵察訓練、消火訓練及び救助訓練）
- ⑮ 避難行動要支援者避難支援訓練
- ⑯ 災害ボランティアセンター設置運営訓練

第2 要配慮者利用施設における防災訓練

1 福祉施設等における防災訓練

市（総合政策部、健康福祉部）は、県等と連携し、要配慮者利用施設における個別避難計画等の作成及び避難訓練の実施を支援・促進する。

2 学校における防災訓練等

各学校は、災害を想定した避難訓練を定期的実施し、児童生徒等の避難行動や教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。また、一人ひとりが的確な判断と機敏な行動がとれるよう、次のような知識、体験が得られる実践的な訓練等の実施に努める。

＜学校における防災訓練等の例＞

- ① 地震や洪水、土砂災害等に関する基礎知識の習得
- ② 地震や洪水、土砂災害等発生時の対応
- ③ 地域の危険箇所等に関する知識の習得
- ④ 避難行動時の注意事項や避難所等に関する知識の習得

第3 市民、自主防災組織、事業所等の訓練

自主防災組織、事業所等は、地域住民や事業者等の防災意識の向上、防災力の強化、防災関係機関との連携を図るため、次のような防災訓練を実施する。

＜防災訓練等の例＞

- ① 情報伝達訓練
- ② 避難訓練、避難誘導訓練
- ③ 初期消火訓練
- ④ 救出・救護訓練
- ⑤ 炊出し訓練

第6節 避難行動要支援者対策

災害時の一連の行動に支援を必要とする「避難行動要支援者」に対して、避難行動要支援者名簿の作成や情報伝達・避難誘導等の迅速な対応が可能な体制の整備、公共施設のバリアフリー化等の対策を実施し、災害時の安全確保を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 現状と課題		
第2 地域における安全性の確保	総合政策部、健康福祉部	県、医師会、看護協会、社会福祉協議会
第3 社会福祉施設等における安全性の確保	総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局	社会福祉施設
第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策	施設所管部	
第5 外国人に対する防災対策	総合政策部、生活環境部、産業観光部	国際交流協会

第1 現状と課題

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者は、高齢化の進行等により、今後の増加が見込まれる。

また、最近の大規模災害では、逃げ遅れた高齢者が犠牲となるケースや、被災後のストレスや疲労により高齢者が死亡するケースが多く見られ、避難行動要支援者への支援を一層強化する必要がある。

第2 地域における安全性の確保

市（健康福祉部）は災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、当該避難行動要支援者の避難支援等を実施するための個別避難計画の作成に努めるとともに、名簿情報や個別避難計画情報について、避難支援等の実施に必要な限度で、本人からの同意を得て避難支援等関係者にあらかじめ提供する。

当該情報を提供するときは、情報提供を受ける者に対して、情報漏えい防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該情報に係る避難行動要支援者等の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

また、自主防災組織や関係団体との連携を図り、平時からの避難行動要支援者の見守り体制の整備や避難支援を行う。

1 避難行動要支援者に対する支援体制の構築

市（健康福祉部）は、消防機関、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者等と連携・協力し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図り、支援体制づくりを進める。

<支援体制の構築>

- ① 避難支援等関係機関による災害情報伝達手段の整備
- ② 避難支援・安否確認体制の整備
- ③ 福祉避難所、運営体制の整備
- ④ 避難支援に関する学習会、訓練の開催
- ⑤ 避難支援活動の人材育成、社会福祉施設相互の連携協力体制の整備

2 避難行動要支援者名簿の整備等

市（健康福祉部）は、災害対策基本法第49条の10に基づき、避難行動要支援者名簿の作成、

更新、避難支援等関係者への情報提供等を次のとおり行う。

重要事項	内容
避難支援等関係者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ○ 足利警察署 ○ 足利市内の自治会 ○ 足利市の民生委員・児童委員 ○ 足利市社会福祉協議会 ○ 足利市の自主防災組織 ○ 足利市の消防機関
避難行動要支援者名簿の掲載対象者	<p><名簿登録要件該当者></p> <ul style="list-style-type: none"> ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている方 ② 身体障害者手帳（1級または2級）を交付されている方 ③ 療育手帳（A判定）を交付されている方 ④ 精神障害者保健福祉手帳（1級）を交付されている方 ⑤ 指定難病者（神経系） <p><名簿登録希望者></p> <p>（例）・避難行動要支援者名簿登録対象者要件に準ずる状態の方（介護保険の要介護2の認定を受けた方、身体障害者手帳（3級）を交付されている方など）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児慢性特定疾病患者 ・65歳以上で1人暮らしの方 ・日中1人になる65歳以上の方
名簿作成に必要な個人情報と入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 名簿の記載事項 <避難行動要支援者に関する事項> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名 ・生年月日 ・性別 ・住所または居所 ・電話番号 ・避難支援等を必要とする事由 ○ 情報の入手 <ul style="list-style-type: none"> ・記載事項は、行政が保有する個人情報を活用して登録する。 ・行政が保有しない情報は、避難行動要支援者本人からの提供による。
名簿情報の更新	<ul style="list-style-type: none"> ○ 更新は1年に1回を目安として定期的に行う。
名簿情報の漏えい防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難支援等関係者への名簿情報の提供は、情報提供に同意した避難行動要支援者に限る。 ○ 名簿情報は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者にのみ提供する。 ○ 名簿は、施錠可能な場所へ保管する。 ○ 避難支援等関係者は、名簿情報に係る知り得た秘密を漏らしてはならないことを周知徹底する。
円滑な避難のための通知等の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難情報等の重要な災害情報の伝達のため、複数の手段を確保し、避難行動要支援者へ伝達される体制を整備する。 <災害情報伝達機器の整備> 障がい者の特性に応じて、文字放送やメール読み上げ機能のある通信機器を活用できるよう啓発する。
避難支援等関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者に対し、避難支援が必ず受けられることを保証するものではないこと、避難支援等関係者自身の安全確保が優先されることについて理解が得られるよう説明する。
避難時協力者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難時協力者は、足利市地域防災活動保険への自動加入を原則とする（ただし同居の家族等は除く）。

3 個別避難計画の整備

市（健康福祉部）は、避難行動要支援者ごとの個別避難計画（個別プラン）の作成を推進する。個別避難計画には、名簿情報に加え、緊急連絡先や災害時に避難支援を行う者の情報、避難支援を行うに当たっての留意点、避難場所、避難経路など個人の実情に応じた内容を記載する。

なお、地区防災計画が定められている地区において個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合性を確保し、両計画の一体的な運用が図られるよう調整に努める。

重要事項	内容
避難支援等関係者の役割	<ul style="list-style-type: none"> ○ 家族、近所の方、災害時に避難行動要支援者のもとへ駆けつけられる方から「避難時協力者」を選定する。 ○ 選定が困難な場合は、隣組・班等での見守りとし、隣組・班長等に支援を要請する。
個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難計画の記載事項 <ul style="list-style-type: none"> <避難行動要支援者に関すること> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、避難支援を必要とする事由、避難時の配慮事項、特記事項、避難場所等情報 <緊急連絡先に関すること> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、要支援者との続柄、電話番号 <避難時協力者に関すること> <ul style="list-style-type: none"> ・氏名、住所、電話番号、性別、生年月日、要支援者との関係 ○ 情報の入手 <ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者本人や家族、避難支援等関係者からの提供による。
個別避難計画の更新	<ul style="list-style-type: none"> ○ 4年に1回 ○ 本人、避難支援等関係者等から記載事項の変更報告があったときに更新。
個別避難計画情報の漏えい防止措置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿に準ずる。
円滑な避難のための通知等の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿に準ずる。
避難支援等関係者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿に準ずる。

4 福祉避難所の整備等

市（総合政策部、健康福祉部）は、福祉避難所及びその運用体制を整備する。

(1) 福祉避難所の整備等

福祉避難所の機能別に必要な整備を行う。

種類	内容
指定福祉避難所	指定避難所内において、要配慮者が介護や健康相談等を受けることができるなど、一定の配慮がなされた部屋やエリアのこと。
拠点福祉避難所	避難が長期化する場合、各幸楽荘に設置し、身体介護や健康相談等の保健・福祉サービスを提供できる拠点施設として開設する。要配慮者の特性に配慮し、ニーズに応じた物資の提供、情報の伝達方法の整備、相談窓口の設置、病院や社会福祉施設への移送などを行う。
民間福祉避難所	民間の社会福祉施設等で、災害時に民間福祉避難所として協定を締結した施設。災害時における要配慮者の受け入れ体制を整備する。

(2) 医療支援スタッフの確保

足利市医師会、栃木県等と連携し、福祉避難所において要配慮者の健康管理や医療相談等に当たる医療支援スタッフを確保する。

(3) 情報伝達体制の整備

福祉避難所において、情報収集が困難な要配慮者に対して情報を提供できるよう、市社会福祉協議会等と連携し、聴覚障がい者のための手話・筆記要約ボランティアの確保、視覚障がい者のための受信用機器、情報通信機器の整備に努める。

(4) トイレの整備

福祉避難所における既設トイレの洋式化、段差解消、手すりの設置など要配慮者に配慮した設備改修や携帯トイレの備蓄を進める。また、要配慮者用の仮設トイレの設置等に努める。

第3 社会福祉施設等における安全性の確保

1 施設の整備

(1) 市の社会福祉施設

市（健康福祉部）は、市の社会福祉施設について、施設の耐久性を定期的に点検し、建築年数や老朽度合等に応じて必要な修繕等を行うとともに、応急対策用資機材や非常用食料等の備蓄に努める。また、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。

(2) 民間社会福祉施設

市（健康福祉部）は、民間社会福祉施設の管理責任者に対して、市の社会福祉施設と同様、適切な対策を行うよう指導を行う。また、非常用通報装置の設置についても指導していく。

2 非常災害に関する計画の作成

市（健康福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害の発生時における利用者の安全の確保のための対策を具体的に定めた計画（以下「非常災害対策計画」という。）の作成を指導するとともに、施設が避難訓練等を通じて実効性のある計画となるよう適宜検証を行っているかを確認する。

社会福祉施設の管理責任者は、非常災害対策計画に基づき、休日・夜間も含めた非常災害発生時における関係機関への通報、連絡及び利用者の円滑な避難の確保等のための体制並びに非常通信手段を整備し、定期的に、当該計画及び体制を従業者及び利用者にも周知するとともに、当該計画に基づいて避難訓練を実施するものとする。

市（健康福祉部）は、社会福祉施設との通信手段を確立し、災害時に必要な情報を連絡できる体制を確保する。

3 社会福祉施設機能の弾力的運用

市（健康福祉部）は、災害により被災した高齢者、障がい者等要配慮者に対する支援が円滑に行われるよう、特別養護老人ホームのショートステイの活用による高齢者処遇など、災害時における社会福祉施設機能の弾力的運用が可能な体制の整備を図る。

4 洪水浸水想定区域等や土砂災害警戒区域の情報提供等

市（総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、洪水浸水想定区域及び土砂災害警戒区域にかかる要配慮者利用施設で、災害時に円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる施設について、本計画資料編にその名称及び所在地を定める。

また、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく避難確保計画の作成、訓練の実施等を指導するとともに、必要な支援に努める。

5 防災教育・訓練の充実

市（健康福祉部）は、社会福祉施設の管理責任者に対し、非常災害対策計画や避難確保計画に基づき、職員、利用者の防災訓練を定期的実施するよう呼びかけるとともに、施設の近隣住民に対しても利用者の避難の際の協力を要請し、地域ぐるみの自主防災体制を確立するなど災害時の避難対策を確立するよう指導する。

第4 災害時に重要な役割を果たす公共的施設における対策

1 「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく対策

市（施設所管部）は、高齢者及び障がい者等が災害時においてもできるだけ支障の少ない生活が過ごせるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、自ら設置又は管理する公共的施設（避難所となる学校、社会福祉施設及び公園等）について、出入口、廊下、階段等のバリアフ

リー化や専用のトイレ、駐車場等の設置等、高齢者及び障がい者等に配慮した対策を推進する。

2 一時避難のための配慮

市（施設所管部）は、洪水等の際に自力での避難が極めて困難な避難行動要支援者のために、自ら設置又は管理する公共的施設（社会福祉施設、避難所となる施設等）について、一時避難が可能となるよう配慮する。

第5 外国人に対する防災対策

1 外国人への防災知識の普及

市（生活環境部）は外国人に対して、多言語による自らの広報媒体への防災啓発記事の掲載や防災啓発パンフレットの作成・配布等、多言語による防災知識の普及啓発や避難場所、緊急連絡先等の情報提供を推進する。

また、市（総合政策部）は、外国人に配慮し、日本産業規格（J I S）に基づく災害種別一般図記号を使用した避難場所標識や避難場所案内板等の多言語化に努める。

2 地域等における安全性の確保

市（生活環境部、総合政策部、産業観光部）は足利市国際交流協会と連携し、外国人の居住地域等における安全性の確保のため、以下の対策を推進する。

- ・外国人の中には、これまで自然災害の体験や防災訓練への参加が少ない者もあり、災害時の行動に支障をきたすことが予想されることから、外国人が自ら防災訓練に参加できるような地域コミュニティの育成に努める。
- ・自主防災組織等によりこれらの外国人を地域全体で支援する意識を醸成する。
- ・外国人雇用者の多い企業、事業者等の責任者に対し、これらの者への防災教育等を実施するよう指導する。

3 災害時外国人サポーター及び災害時外国人キーパーソンの確保

市（生活環境部）は、足利市国際交流協会や（公財）栃木県国際交流協会と連携し、通訳・翻訳ボランティア等の外国人支援者の確保に努める。

4 災害時における外国人支援体制の整備

市（生活環境部）は、災害の規模・被害等に応じ、災害時に多言語による情報提供や相談業務などを行えるよう、足利市国際交流協会と連携して外国人の安全体制確保の整備に努める。

第7節 物資・資機材等の備蓄体制の整備

大規模災害発生直後の被災地域住民の生活を確保するため、食料・生活必需品・防災資機材等の現物備蓄及び流通備蓄調達体制を整備する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備	総合政策部、産業観光部	市民
第2 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備	総合政策部、上下水道部	
第3 物資の供給体制及び受入体制の整備	産業観光部	
第4 輸送手段の確保体制の整備		防災関係機関

第1 食料、生活必需品の備蓄及び調達体制の整備

1 市民の備蓄推進

市民は、非常持出品のほか、最低3日分（推奨1週間以上）の食料、飲料水、生活必需品の家庭内備蓄を行うよう努める。

市（総合政策部）は、研修会や広報紙、ホームページ、SNS等各種媒体を通して市民への啓発を行う。

2 市の備蓄

市（総合政策部、産業観光部）は、食料、生活必需品の備蓄にあたっては、要配慮者等に配慮した品目の選定に努めるとともに、被害想定や災害危険箇所の分布、避難場所の位置を考慮した分散備蓄を行うよう努める。さらに、大規模小売店舗等との協定締結による流通備蓄を行うほか、必要に応じて近隣市町との共同備蓄を行い、災害時に必要となる食料及び生活必需品の供給に万全を期すよう努める。

なお、食料飲料水については、想定される最大避難所生活者数の2日分程度を現物備蓄及び流通備蓄等により確保するよう努める。

第2 防災用資機材の備蓄及び調達体制の整備

1 防災資機材等の備蓄

市（総合政策部）は、災害発生に備えて総合運動場や小中学校に設置した防災倉庫に防災用資機材を備蓄し、迅速に応急処置が施せるよう定期点検を行う。

2 給水資機材等の備蓄

市（上下水道部）は、きめ細やかな応急給水を実施するため、給水タンク、飲料用ポリ袋、給水加圧装置、仮設給水スタンド等を備蓄するほか、水道管等の損傷に備え応急復旧用資機材の備蓄体制を整備し、市内管工事業者等との災害協定等による協力・連携体制を構築する。

また、市民及び自主防災組織などに対して、貯水及び給水に関する指導を徹底し、応急給水活動の中心的な担い手となるよう推進する。

第3 物資の供給体制及び受入体制の整備

市（産業観光部）は、災害時において混乱なく避難所等へ物資を供給することができるよう、輸送手段の確保や配送方法の確立等、供給体制の整備に努めるとともに、市外からの支援物資等の受入体

制の整備に努める。

第4 輸送手段の確保体制の整備

防災関係機関は、業務遂行上必要な車両等の調達体制を整備しておく。

第8節 地震・風水害に強いまちづくり

地震や風水害などの自然災害に強いまちづくりを行うため、市等は、防災の観点を踏まえたまちづくりを推進するほか、防災上危険な箇所の解消などによる市街地対策や地震対策上緊急性の高い箇所、施設、設備等の整備推進等、各種対策を総合的かつ計画的に展開する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 総合的・計画的な災害に強いまちづくり	都市建設部、生活環境部、消防本部、教育委員会事務局、各部	県、渡良瀬川河川事務所、宇都宮国道事務所、東日本高速道路

第1 総合的・計画的な災害に強いまちづくり

1 災害に強い都市整備の計画的な推進

(1) 防災に配慮したまちづくりの推進

市（都市建設部）は、災害発生時における市民の生命、財産の安全確保を図るため、防災に配慮した総合的なまちづくりを推進する。

(2) 防災の観点を踏まえた都市計画の推進

市（都市建設部）は、立地適正化計画防災指針や都市計画マスタープランに基づき、市民の協力を得て、災害に強く、安全性の高いまちづくりを推進する。

(3) 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

市（各部）、県（各部局）及び県警察は、地震防災対策特別措置法第2条に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に施設、設備等の整備事業を推進する。

2 災害に強い都市構造の形成

(1) 面的整備の推進

市（都市建設部）は、中心市街地の整備、周辺市街地の整備等における市街地開発・再開発事業や土地区画整理事業等の面的整備手法を活用し、良好で災害にも強い市街地の形成を進める。

(2) 防災機能を有する施設の整備

市（都市建設部）及び県等の関係機関は相互連携により、市街地開発・再開発事業や土地区画整理事業等による都市基盤の整備に併せて、災害時における応急対策の活動拠点となる医療、福祉、行政、備蓄等の機能を有する公共・公益施設の整備を推進する。

(3) 火災に強い都市構造の形成

市（都市建設部、消防本部）は、避難路、避難地、延焼遮断帯及び防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川及び緑地など、骨格的な都市施設の整備等を図るための市街地開発事業等において、都市基盤整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、県（県土整備部）は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急り発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(4) 火災延焼防止のための緑地整備

市（都市建設部、教育委員会事務局）及び県（環境森林部、県土整備部、教育委員会事務局）は、避難場所として利用される公園、学校等の公共施設の緑化に際して、樹木の延焼阻止機能等を活かし、樹木を植栽する際には常緑広葉樹を主体にするなど、火災に強い緑地の整備に努める。

また、樹木の延焼阻止機能等について、家庭や事業所等に対する普及啓発を図り、火災に強い

緑地づくりを推進する。

(5) 野外堆積物対策

市（生活環境部、消防本部）は、は廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、関係機関等との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

3 災害時の緊急活動を支える公共施設等の整備

(1) 道路・橋梁の整備

道路管理者（市都市建設部、県安足土木事務所、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)）は、以下の点を踏まえ、それぞれが管理する道路及び橋梁の整備を推進する。

ア 幹線道路等の整備

災害時の迅速な救援・復旧活動の実施に際して、支援物資や復旧資機材、要員等を安全かつ確実に輸送するとともに、各防災活動拠点及び消防本部（署）等との連携を図るため、幹線道路を優先的に確保し、地区内の補助幹線道路の確保とあわせて防災活動ルートとして活用する。

このため、防災上の観点から、広幅員となる国道・県道の幹線道路等の整備を促進し、市道については、被災状況に応じた被災地への多重アクセス可能な道路ネットワークの形成を図る。

また、道路や橋梁の被災により交通が途絶した場合には、救助活動、復旧作業及び市民の経済活動に重大な影響を及ぼすことになる。このため、当該道路等の重要度、老朽度等を考慮して耐震性を強化するものとする。

イ 生活道路の整備

- ① 生活道路の整備については、障がい者等の安全性や防災上の安全性に配慮して、幅員4m確保を原則としながら、狭隘道路の解消に努める。
- ② 歩行者が安全かつ快適に通行できる空間づくりをめざしたコミュニティ道路の整備を推進するとともに、歩道のない道路について歩道の整備を進める。
- ③ その他良好な道路機能の維持を図るため、道路改良や排水の整備に努める。

ウ 道路環境の整備

- ① 良好な道路環境を維持するため、歩道の緑化を推進する。特に延焼遮断帯としての役割が期待される路線や避難上必要と認められる路線については、常緑樹等の樹種を選定し緑化を図る。
- ② 道路標識の設置や拡幅・改良にあたっては、災害時の避難の安全確保に配慮する。
- ③ 路上駐車のために災害時の避難の安全や消防、救急・救助活動に支障のある区間については、交通規制等安全確保に努める。
- ④ 電線類の地中化を推進するとともに、電柱の転倒等による災害の防止に努める。
- ⑤ 冬期においても道路交通の確保を図るため、除雪体制等の整備に努める。

エ 橋梁の点検・整備

防災対策上、十分な安全性を確保するため、橋梁点検・調査を実施し、耐震化対策を推進する。

(2) 公園・緑地の整備

市（都市建設部）は、自主防災組織や防災関係機関等の活動拠点や市民等の避難場所となる公園、緑地の整備を推進する。

(3) その他公共施設の整備

道路、公園、河川等の公共施設管理者は、その施設整備に当たり、災害の拡大防止や安全な避難場所・避難経路確保等のオープンスペースとしての機能に配慮した整備に努める。

4 再生可能エネルギーの導入拡大

市（生活環境部）は、地域資源を活かした再生可能エネルギーの利活用を促進するとともに、内陸型発電所やコージェネレーション等の導入拡大による電力自給率の向上を図る。

第9節 地盤災害予防対策

大規模な地震に起因する宅地造成地等における災害から、市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 宅地造成地災害防止対策	都市建設部	
第2 被災宅地危険度判定制度の整備	都市建設部	県
第3 軟弱地盤対策	各部	県、公共・公益施設管理者

第1 宅地造成地災害防止対策

1 宅地造成及び特定盛土等規制法の経過措置に基づく対策

市（都市建設部）は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、改正前に指定された宅地造成工事規制区域（以下「旧宅地造成工事規制区域」という。）（市内4地区、計686.9ha）において宅地造成工事が行われる場合、擁壁及び排水施設の構造や擁壁によって覆われない崖面の保護等に関する技術基準を確実に履行させる。

また、旧宅地造成工事規制区域内の宅地において、崖崩れや土砂の流出による災害の生じるおそれがあった場合、その所有者、管理者、占有者等に対して必要な措置を講じるよう指導する。

<旧宅地造成工事規制区域の現況>

地区	面積(ha)	施行年月日	告示年月日
山川地区	117.6	昭和41年 1月31日	昭和40年 12月28日
東山地区	60.0		
両崖地区	473.1		
浅間山地区	36.2		

2 旧宅地造成工事規制区域外の対策

市（都市建設部）は、都市計画法及び建築基準法により、造成地に発生する災害を防止するため、擁壁の構造、敷地の安全等について規制を行う。

3 大規模盛土造成地の対策

市（都市建設部）は、県（県土整備部）が公表した大規模盛土造成地について、県と連携しながら、安定性及び安全性確保に向けた取組を実施するとともに、災害防止に努める。

第2 被災宅地危険度判定制度の整備

市（都市建設部）は、豪雨等により被災した宅地の二次災害に対する安全性を判定するため、県と連携を図りながら、危険度判定の円滑な実施を図れるよう必要な措置を講じる。

第3 軟弱地盤対策

市（各部）、県（各部局）及び公共・公益施設の管理者は、液状化の被害が想定されるなど地盤が軟弱な地域における施設の設置に当たっては、地盤改良等により施設の被害を防止する対策等を適切に実施する。また、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

第10節 洪水・浸水等対策

大雨による河川の洪水、市街地の浸水等に強いまちづくりを行うため、治水、砂防、治山の各種事業を総合的かつ計画的に展開する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 効果的な治水・砂防・治山対策の実施	都市建設部、上下水道部	県
第2 道路アンダー冠水対策	都市建設部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路
第3 除雪体制の整備	都市建設部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路

第1 効果的な治水・砂防・治山対策の実施

1 治水対策

(1) 河川の整備

市（都市建設部）は、次の基本方針により、河川整備を進める。

ア 整備方針

- ① 重要水防箇所の早期改修整備が行われるよう国や県に要望する。
- ② 主要な普通河川は、「河川排水路総合整備計画」に基づいて積極的に整備を進める。
- ③ 防災上重要な、水門、樋門、樋管等の水防施設の整備に努める。

イ 改修方針

- ① 河川排水路総合調査に基づき、主要な河川排水路の改修を計画的に順次進める。
- ② 主要な普通河川については準用河川の指定を検討し、計画的に改修する。
- ③ 流下能力を阻害する水門、堰などの改修を進めるとともに、溢水の原因となる土砂の浚渫など適切な維持管理を行う。
- ④ 河川の治水安全度を考慮しつつ、開発指導要綱に基づき適切な雨水流出調整を指導する。

(2) 総合的水環境の整備

市（都市建設部）は、渡良瀬川維持管理計画（平成29年3月）を踏まえ、次の対策を検討する。

ア 地下水の保全計画

- ① 雨水浸透に関する検討
- ② 地下水保全に関する検討

イ 内水被害地区での雨水地下浸透

- ① 公共施設での地下浸透水槽等の検討
- ② 宅地内地下浸透柵整備の検討

ウ 河川環境の整備

- ① 都市内河川の親水化の検討
- ② 水環境と都市環境の一体的整備

(3) 公共下水道（雨水幹線）の整備

市（上下水道部）は、内水被害発生危険性を低下させるため、公共下水道（雨水幹線）の計画的な整備を行う。

(4) 道路側溝の整備

市（都市建設部）は、内水被害発生危険性を低下させるため、道路側溝の計画的な整備を行う。

(5) ダムの管理

県（県土整備部）は、治水の観点から、発生のおそれがある洪水災害を未然に防止するために、洪水調節を目的としたダムを管理し、洪水の軽減を図る。

(6) 施設の維持管理

渡良瀬川河川事務所、県（県土整備部）及び市（都市建設部）は、治水施設の維持管理について、適切な時期に点検を行うなど効率的な維持管理に努める。

2 砂防対策

県（県土整備部）は、治水上有害となる土砂流出を防止し、下流河道に対する流送土砂を軽減することを目的として、次の箇所重点において砂防事業の実施を図る。

- ① 土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設がある箇所
- ② 土砂災害警戒区域内に避難場所がある箇所
- ③ 土砂災害警戒区域内に公共的建物（官公署や教育施設等）がある箇所
- ④ 土砂災害特別警戒区域内に保全対象人家5戸以上がある箇所
- ⑤ 近年の豪雨等により土砂流出等の被害があり、緊急的に対策が必要になった箇所

3 治山対策

県（環境森林部）は、山腹崩壊危険地区、はげ山移行地、不安定な土砂が堆積する溪流など、災害の発生しやすい山地を整備するため、山腹地盤を安定させる土留工、早期に森林の機能を回復させる緑化工、山脚、溪床を固定させる治山ダム工を実施する。

第2 道路アンダー冠水対策

道路管理者（都市建設部、県安足土木事務所、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)）は道路アンダーにおける冠水箇所を公表して注意を喚起し、併せて冠水情報板の整備及び監視カメラの設置、進入防止柵の設置、初動対応の短縮を図る。

1 冠水箇所の公表

道路管理者は、「車道部がアンダーパス構造となっており、集中豪雨時において冠水する可能性がある箇所」を道路冠水箇所として、ドライバーに注意を促すため公表する。

2 対策工事等の推進

道路管理者は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対処するための工事について、被害の発生するおそれが高い箇所に対し、重点的に対策工事等を推進する。

<対策工事等の例>

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">① 監視カメラの設置② 冠水情報板や通報装置の設置③ 冠水喚起看板やチェックラインの設置④ 進入防止柵の設置⑤ 設備や排水路の点検 |
|---|

3 初動体制の強化

道路管理者は、局地的大雨（いわゆるゲリラ豪雨）の場合に、道路アンダーに進入しないようドライバーに周知するため、初動体制の確立を図り、訓練を実施する。

また、道路アンダーの冠水通報や情報を受信した場合、速やかに通行止めを行うため、迅速かつ確実に機能する動員体制及び連絡体制の整備を図る。

第3 除雪体制の整備

道路管理者は、豪雪等発生時に、緊急に道路交通を確保し、また、市民の除雪中の事故防止を図るため、次のような除雪を実施する体制の整備に努める。

<除雪対策の例>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 除雪機械の整備充実② 除雪要員等の動員体制③ 所管施設の点検④ 除雪資機材、融雪剤等の備蓄⑤ 備蓄品の保管庫の整備 |
|---|

第11節 水防体制の整備【水防計画】

大雨、洪水等による河川の氾濫や浸水等からの被害の軽減を図るため、水防資機材を整備するとともに、災害に備えた水防活動体制等の整備を推進する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 水防活動体制の整備	総合政策部、消防本部	
第2 中小河川における対策	総合政策部	
第3 洪水浸水想定区域における対策	総合政策部	県、渡良瀬川河川事務所
第4 施設等の水害予防対策	総合政策部、都市建設部、産業観光部、消防本部	県、渡良瀬川河川事務所
第5 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組	総合政策部、都市建設部	県、渡良瀬川河川事務所

第1 水防活動体制の整備

1 資機材の整備等

市（消防本部）は、河川の状況、堤防護岸の状況、過去の災害の状況等を勘案して水防倉庫等を設置し、地域の実情に即応した水防器具、資機材の整備に努める。

また、既存の水防倉庫（寺岡、奥戸、葉鹿町、福富）及び格納する資機材、水防活動に使用する舟艇、無線設備等について、災害時にその機能を発揮するよう適切に維持管理を行う。

2 水防センターの維持管理

市（総合政策部）は、災害時の河川監視施設及び防災資器材の保管庫として設置している水防センター（五十部町地先）について、災害時にその機能を発揮できるよう適切に維持管理を行う。

3 水防訓練

市（総合政策部、消防本部）は、水防訓練を毎年実施する。ただし、水防防災上の実技の特別研修又は水防の実践活動を実施したときは、これらをもって水防訓練にかえることができる。また、水防訓練を実施するとき、又は実施したときは、県（安足土木事務所長を通じて知事）に報告する。

第2 中小河川における対策

市（総合政策部）は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として市民、滞在者その他の者へ周知する。

第3 洪水浸水想定区域における対策

市（総合政策部）は、洪水浸水想定区域の指定及びダム下流河川の浸水想定区域の情報提供があった場合、水防法第15条に基づき、次の事項を本計画に定めるとともに、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置により地域住民及び要配慮者利用施設等に周知する。

1 計画に定める項目

- ① 洪水予報等の伝達方法
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項
- ④ 地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設でその利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められる場合

は、その名称及び所在地

- ⑤ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、その施設利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、その名称及び所在地
- ⑥ 国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当する大規模な工場その他の施設がある場合で、その洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもので、かつ、当該施設の所有者又は管理者からの申し出があった場合は、その名称及び所在地

2 ハザードマップの配布

効果的な避難等に資する洪水ハザードマップを各世帯に配布し、その有効利用を進める。

3 浸水被害軽減地区の指定

洪水浸水想定区域内にある輪中堤防等盛土構造物が浸水の拡大を抑制する効用があると認めるときには、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、水防法に基づく浸水被害軽減地区の指定を検討する。

第4 施設等の水害予防対策

1 河川管理施設等

(1) 平常時の予防対策

河川管理者及び水防管理者（消防本部）は、河川の氾濫防止、治水安全度の向上を図るため、必要に応じて巡視点検を実施するとともに、洪水時における円滑な水防活動を期すため、水防用資材の備蓄、維持管理に努める。また、緊急時における水門等の操作を的確に実施するため、操作基準、連絡方法について、平時から関係機関との協議調整を図る。

(2) 事業計画

- ① 河川管理者は、河川の氾濫防止及び治水安全度の向上を図るため、積極的に、河川改修や遊水池、防災調節池等の河川整備を実施する。
- ② 河川管理者は、水防活動の的確な実施を図るため、河川情報システムの整備を図る。

2 ダム施設

(1) 平常時の予防対策

ダム施設の管理者は、治水や利水で十分なダム機能を発揮させるため、ダム毎に定めた操作規則・細則に基づく点検や維持管理の実施等、貯水池周辺の安全確保の徹底に努める。また、放流する際に、操作規則・細則に基づき関係機関に通知する体制を確保するとともに、あらかじめ設定した区間において警報施設及び警報車による放流警報を河川利用者及び下流住民へ周知する体制の整備に努める。

(2) 保守管理目標

ダム施設の管理者は、河川管理者が実施する定期検査を受検し、ダム施設の機能を良好な状態で保つように努める。

第5 洪水氾濫による被害の軽減に資する取組

市（総合政策部、都市建設部）は、国土交通大臣及び県知事が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「大規模氾濫減災対策協議会」（渡良瀬川及び利根川上流）、「栃木県減災対策協議会」等を活用し、国、県、市の密接な連携体制を構築し、また、近年の激甚な水害・土砂災害、気候変動の影響及び社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害・土砂災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行う。

第12節 土砂災害・山地災害対策

豪雨、長雨等発生時の土砂災害から市民の生命、身体、財産を保護するため、関係法令等に基づき、計画的な予防対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策	総合政策部、都市建設部	県
第2 山地災害防止対策	産業観光部	県
第3 急傾斜地崩壊対策	都市建設部	県
第4 土石流防止対策		県

第1 土砂災害防止法に基づく被害防止対策

県（県土整備部）は土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域を「土砂災害警戒区域」、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合には建築物に損傷が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を「土砂災害特別警戒区域」として指定する。

市（総合政策部、都市建設部）は、県が行う土砂災害警戒区域の指定に協力するほか、市内に土砂災害警戒区域が指定された場合、次の対策を実施する。

（1）本計画への反映

市（総合政策部）は、本計画に次の事項を定める。

- ① 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難経路に関する事項
- ③ 土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項
- ④ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）で、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる場合は、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地及びこれらの施設への情報伝達体制（土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達）に関する事項
- ⑤ 救助に関する事項
- ⑥ 土砂災害警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

（2）土砂災害ハザードマップの配布

市（総合政策部）は、土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所に関する事項等土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を行うために必要な事項をハザードマップに記載し、土砂災害警戒区域内の地域住民及び要配慮者利用施設に周知する。

第2 山地災害防止対策

1 情報収集の実施

市（産業観光部）は県と連携し、山地防災パトロールを実施する。

2 対策工事の実施

県（環境森林部）は、山地災害危険地区について、地況、林況、地質特性、保全対象等から危険度を判定し、危険度の高いものから順次対策工事を実施する。また、流木災害が発生するおそれのある地区については、流木対策工事を推進する。

3 森林の整備

県（環境森林部）は、森林の持つ水源かん養、土砂流出防止機能を活用し、山地での災害発生及

び下流域での流木災害発生を防止するため、荒廃している森林の整備を図る。

4 市民等への周知

県（環境森林部）は市（産業観光部）と協力し、対策工事が未着工の箇所を中心に表示板を設置する。また、山地防災推進員の活動を通じ、広く市民に周知を行い、台風や豪雨時等における被害発生未然防止及び被害の軽減を図る。

第3 急傾斜地崩壊対策

1 急傾斜地崩壊防止工事

県（県土整備部）は、急傾斜地の所有者、管理者、占有者、当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者が施工することが、困難又は不相当と認められるもののうち、緊急度の高い箇所から「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく急傾斜地崩壊危険区域に指定し、急傾斜地崩壊防止工事を実施する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の管理

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域について、次の措置を講じる。

- ① 水を放流又は停滞させる行為、のり切り、掘削、立木の伐採等、急傾斜地の崩壊を助長又は誘発するおそれがある行為に対する取り締まり
- ② 土地所有者等の土地保全の努力義務
- ③ 防災措置の勧告
- ④ 改善措置の命令
- ⑤ 災害危険区域の指定（建築基準法第39条）

3 土地所有者等に対する防災措置

（1）土地所有者等に対する指導

市（都市建設部）は、危険箇所調査結果に基づき、土地の所有者、管理者、占有者に対し、擁壁、排水施設等必要な防災工事を促すとともに、常に監視を行い災害時における安全の確保を図るよう指導を行う。

県（県土整備部）は、急傾斜地崩壊危険区域において、土地の所有者、管理者、占有者に対して、必要な防災工事を施すよう指導を行う。

（2）融資制度の周知

県（県土整備部）及び市（都市建設部）は、急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）及び土砂災害特別警戒区域等において、土地所有者、管理者、占有者による家屋の移転等を行う場合に、公的助成制度（国土交通省「がけ地近接等危険住宅移転事業」）が活用できる旨、周知を行う。

4 住民への周知

県（県土整備部）は市（都市建設部）と協力し、住民及び要配慮者利用施設等を中心に災害危険区域の周知を行う。また、異常を察知した場合、市又は警察に速やかに通報を行うよう周知する。

第4 土石流防止対策

1 砂防指定地の指定

県（県土整備部）は、土石流の発生を助長する行為を制限するため、砂防法第2条により「治水砂防のため一定の行為を禁止若しくは制限すべき土地」を砂防指定地として積極的に指定する。

2 砂防指定地の管理

県（県土整備部）は、砂防施設の維持のため、常に、砂防指定地等の十分な管理を行う。このため、砂防指定地の現状を変更して治水砂防上悪影響を与える行為を制限するとともに、常にその現

況の把握を行う。

3 砂防工事の推進

県（県土整備部）は、土石流に対処するための工事について、土石流の発生するおそれが高い溪流、保全対象となる人家、公共的な施設の多い溪流について重点的に砂防工事を推進する。

4 砂防施設の維持

県（県土整備部）は、「栃木県砂防関係施設長寿命化修繕計画」に基づき、既存施設の機能及び性能を維持するとともに、コストの縮減及び平準化を図る。

第13節 農林業関係災害予防対策

災害の発生に際して、農林業被害を最小限に抑えるために、市、県、関係施設等の管理者等は、施設整備等の予防対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策	産業観光部	県、土地改良区、水利組合
第2 農林水産業共同利用施設対策		農業協同組合、森林組合

第1 農地・農業用施設及び林業用施設対策

土地改良区、水利組合等の農地・農業用施設及び林業用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

市（産業観光部）及び県（環境森林部、農政部）は、その実施を指導する。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、国の補助事業、県単事業等により改善するよう指導する。

1 共通的な対策

（1）管理体制の整備

頭首工、大規模排水機等の農業用施設の管理者は、施設の適正な維持管理計画を定め、管理技術者の育成・確保など管理体制の強化を図る。

（2）施設等の点検

農業用施設及び林業用施設等の管理者は、平常時から定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。

2 ため池対策

ため池施設の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備し、貯水制限等の措置を講じて、災害の未然防止に努める。また、老朽化等により施設の改良が必要なものは、計画的な整備に努めるとともに、農業用ため池として利用されていないものについては、管理移管や統廃合を推進する。

市（産業観光部）は、防災重点ため池（市内45箇所）の氾濫を想定したハザードマップを周知し、浸水想定区域内の住民等に警戒避難行動を促す。

3 用排水施設対策

頭首工、大規模排水施設等の管理者は、平常時から施設の点検を実施し、出水時、異常時には応急措置を施すことができる体制を整備するなど、災害の未然防止に努める。

また、施設機能保持のため改良が必要なものについては、計画的な整備に努める。

4 林道施設対策

市（産業観光部）は、平常時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努める。また、災害時に重要物流道路や緊急輸送道路等の重要路線が使用不能な状態となった場合に、集落間の連絡林道で代替路となり得る路線については、計画的な整備等に努める。

第2 農林水産業共同利用施設対策

農業協同組合、森林組合等の農林水産業共同利用施設等の管理者は、次のような災害予防対策の実施に努める。

(1) 管理体制の整備

農林水産業共同利用施設（農林水産物倉庫、農林水産物処理加工施設、農林水産業用生産資材製造施設、種苗生産施設、家畜飼養管理施設、家畜排泄物処理利用施設等）の管理について、各管理主体は、管理者の育成・確保などにより、管理体制の整備・強化を図る。

(2) 各施設の予防対策

施設管理者は、平常時から適切な維持管理等を行い、災害の予防に努める。

第14節 情報通信・放送の整備

大規模な災害発生時における迅速かつ的確な情報の伝達体制を確保するため、平常時より通信手段の整備・運用・維持管理を図り、情報の伝達に万全を期す。また、各通信事業者及び放送事業者は、災害時に果たす役割の重要性に鑑み、体制、施設及び設備の整備を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の対策	総合政策部、都市建設部、消防本部	県、渡良瀬川河川事務所
第2 各関係機関の対策	総合政策部、消防本部	防災関係機関
第3 電信電話事業者の対策		電信電話会社
第4 放送事業者の対策		放送事業者

第1 市の対策

1 非常通信の整備等

市（総合政策部、消防本部）は、災害により一部の電気通信系統が途絶した場合や一般電話回線の輻輳などの非常時にも情報連絡体制が確保されるよう、通信体制を整備する。

（1）非常通信体制の整備

非常時にも市内部の情報伝達を円滑に行い、また、市民に防災情報を伝達することのできるよう、必要な通信体制を整備する。

（2）通信指令施設設備の整備

消防機関の通信指令施設は、高機能消防指令センター構成機器、消防救急無線装置、無線サイレン吹鳴装置などで構成されている。

災害状況をいち早く把握し、迅速かつ的確な災害応急活動を実施するため、今後も消防・救急無線の途絶防止対策及び施設復旧対策の強化に努める。

また、消防本部（署）と消防団との連絡網の整備を充実させるための 消防無線の充実を図る。

（3）足利市災害情報共有システムの運用体制

災害時に各部が集約した情報や被災現場の画像などを全庁的に共有し、リアルタイムでの状況把握を行うことにより、迅速な災害対応に資することを目的として導入した災害情報共有システムについて非常時にも円滑に運用できるよう体制を整備する。

（4）県防災行政ネットワークの活用

地域衛星通信ネットワークをはじめ、多様な通信機能を有する栃木県防災行政ネットワークについて、災害時に円滑に運用できる体制を確保する。

（5）その他

- ① 災害時優先電話の指定拡充
- ② 各通信施設・機器の転倒防止措置
- ③ 災害対策本部員等に対する防災用携帯電話（災害時優先回線、衛生回線）、出先機関等への防災行政無線（移動系）等の配備
- ④ 防災関係機関への情報伝達に利用頻度の高いファクス等の整備
- ⑤ 停電時の非常用電源及び発電用燃料等の確保

2 多様な情報発信体制の整備

市（総合政策部）は、消防・防災情報メールやSNS、Lアラート、防災情報電話一斉伝達システム等複数の情報ツールを活用した情報発信体制を確保する。また、スマートフォンや携帯電話を所有しない市民にも情報が届くよう、自主防災組織による地域コミュニティを活用した連絡網の整

備、更新を促進するほか、わたらせテレビ株式会社等の市内民間放送事業者と連携した災害情報放送体制の整備を推進する。

3 河川情報伝達体制の整備

河川等の管理者である国・県・市の三者で、洪水に係る情報を共有するための体制を整備するとともに、避難に係る情報を地域住民への確に伝達する体制を整備する。

また、市（都市建設部）は、朝倉樋管に設置している防災装置（水門操作の情報を、地域住民に直接伝えることのできる装置）と同様の装置の設置について他の水門の管理者に対して要望する。

第2 各関係機関の対策

市（総合政策部、消防本部）及び各防災関係機関は、災害時の情報伝達をより迅速かつ確実にするため、通信設備の点検・保守や定期的な通信訓練等、次の対策を実施する。

- ① 通信マニュアル及び通信訓練計画の策定及び周知
- ② 無線設備の定期的な総点検及び情報通信手段の管理・運用
- ③ 災害用無線電話機器等の取り扱い方法等の習熟
- ④ 他の防災関係機関と連携した通信訓練の実施
- ⑤ 通信の輻輳、途絶等を想定した訓練（通信統制、重要通信の確保、非常通信の活用等）
- ⑥ 非常用電源設備の整備、無線設備や非常用電源設備の保守点検、的確な操作の徹底、耐震性がある施設や災害危険性の低い場所への設置等
- ⑦ 災害時に使用する各種システムのマニュアル策定及び運用訓練の実施

第3 電信電話事業者の対策

各電信電話会社は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ① 電信電話施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- ② 電信電話施設、設備の定期点検
- ③ 通信サービスの継続、迅速復旧のための体制（応援協力含む）、資機材等の確保
- ④ 災害対応計画の策定、訓練による検証・修正
- ⑤ 安否確認手段の普及（災害用の伝言ダイヤル、伝言板等の仕組みや利用方法など）

第4 放送事業者の対策

各放送事業者は、災害リスクや防災体制の現状、課題を踏まえて対策目標を設定し、次のような対策を計画的に実施する。

- ① 放送施設、設備の防災性の向上、非常用電源等の確保
- ② 放送施設、設備の定期点検
- ③ 放送の継続、迅速な復旧のための体制（応援協力含む）、資機材等の確保
- ④ 災害対応計画（非常時の番組編成含む）の策定、訓練による検証・修正
- ⑤ 非常用の放送施設、設備（仮設、予備など）の整備

第15節 避難体制の整備

災害発生時に市民等を円滑に避難させるため、避難所等の選定並びに避難誘導及び避難所運営体制の整備を推進する。また、逃げ遅れをなくするため、避難に関する知識を市民に対して周知する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の指定並びに自主避難所の確保	総合政策部、健康福祉部	
第2 指定避難所の整備	総合政策部、施設所管部	
第3 その他の避難場所の確保	総合政策部、都市建設部	自主防災組織、学校
第4 避難に関する知識の周知徹底	総合政策部	
第5 避難実施・誘導體制の整備	総合政策部、健康福祉部、生活環境部、産業観光部、教育委員会事務局、消防本部	県、東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)、企業、学校
第6 避難所管理・運営体制の整備	総合政策部、生活環境部、健康福祉部、教育委員会事務局、各部	

第1 指定緊急避難場所、指定避難所及び指定福祉避難所の指定並びに自主避難所の確保

1 指定緊急避難場所の指定

市（総合政策部）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、国が定める基準に適合する施設又は場所を災害の種別毎に指定緊急避難場所として指定し、本計画（資料編）に定める。

また、現在指定している施設が適正であるか随時確認し、適正でないと認める場合は、指定替え等を行う。

指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、対象とする災害事象（地震、洪水、土砂災害、大規模な火事等）を明示して公示する。

<指定条件等>

- ① 災害対策基本法の基準、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を踏まえ、管理体制、安全性等を考慮して指定する。
- ② 災害の危険が去った後に、自宅が損壊するなど一定期間の避難生活を余儀なくされた被災者について、指定緊急避難場所から指定避難所への円滑な移動がなされるよう配慮する。

2 指定避難所の指定

市（総合政策部）は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（市民等を避難のために必要な間滞在させ、また、被災者を一時的に滞在させるための施設）の確保を図るため、国が定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定し、本計画（資料編）に定める。

また、現在指定している施設が適正であるか随時確認し、適切でないと認める場合は、指定替え等を行う。

指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、公示する。

<指定条件等>

- ① 災害対策基本法の基準に基づき、施設の規模、災害の影響、物流機能等を考慮して指定する。
- ② 上記①の基準に加えて、次のことにも留意する。
 - ・原則として地区別に指定し、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。
 - ・耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないこと。
 - ・生活面を考慮し、バリアフリー化された公共施設とすることが望ましい。
 - ・指定緊急避難場所と指定避難所は、相互に兼ねることができる。

3 指定福祉避難所の指定

市（総合政策部、健康福祉部）は、福祉避難所（本章第6節第2・4参照）のうち受入対象者を特定したものを指定福祉避難所として指定し、本計画（資料編）に定める。また、現在指定が適正であるか随時確認を行い、適正でないと認める場合は、指定替え等を行う。

指定に際しては、その旨を県（危機管理防災局）に通知するとともに、受入対象者を明示して公示する。

<指定条件等>

指定避難所の指定基準のほか、次の基準に基づいて指定する。

- ① バリアフリー化された施設であること。
- ② 要配慮者に対する相談や介助等の支援体制等を有すること。
- ③ 上記①②に加えて、次のことにも留意する。
 - ・バリアフリー化されており、かつ生活相談職員等の確保が比較的容易な福祉施設等の活用
 - ・医療的ケアを必要とする者に対する人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等

4 自主避難所の確保

市（総合政策部）は、災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合において、市民等から自主的な避難の要望があった場合等に開設する避難所を市の自主避難所として位置付け、本計画（資料編）に定める。

第2 指定避難所の整備

市（総合政策部、指定避難所の施設所管部）は、避難所の整備に当たっては、男女共同参画の視点を重視しつつ、避難者の良好な生活環境を確保するため、次のような点に留意する。

<整備に当たっての留意事項>

- 電話の不通、停電、断水等の事態に備え、必要な設備の整備に努めること。
- 放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること。特に視覚障がい者や聴覚障がい者等に対する伝達方法については、特段の配慮を行うものとする。
- 換気、照明設備等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めること。
- 帰宅困難者等の避難に資するため、JIS規格の誘導標識、案内板等の設置に努めること。また、外国人の避難に資するため、多言語表示シート等を整備しておくこと。
- 食料・飲料水の備蓄又は供給体制について検討しておくこと。また、高齢者、乳幼児、女性等に配慮した生活必需品等の備蓄や生活用水の確保も検討すること。
- 要配慮者の避難状況に応じ迅速に洋式トイレのほか、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設できるよう、あらかじめこれらの調達方法を整理しておくこと。
- 要配慮者に対する必要な育児・介護・医療用品の調達方法を整理しておくこと。
- 体育館等の避難所で避難生活が長期化する場合に備えて、畳、マット、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーション等の購入や、冷暖房機器等の増設などの環境設備の整備に努めること。
- 通信事業者の協力を得て、災害発生時に速やかに非常用電話やインターネット等の通信設備が

設置できるよう、あらかじめ設置場所等を定めておくとともに、公衆無線LAN (Wi-Fi) の利用ができる環境整備に努める。
○必要に応じて家庭動物（ペット）のためのスペースの確保に努めること。

第3 その他の避難場所の確保

1 広域避難場所の指定等

市（総合政策部）は、市街地等における延焼火災から避難者の生命、身体を保護するため、広域避難場所を指定し、本計画（資料編）に定める。

市（都市建設部）は、広域避難場所周辺の不燃化、市街地の整備、防災緑化等を推進し、避難有効面積の拡大に努める。また、広域避難場所への避難路については、広幅員道路や緑道等を確保するとともに、沿道の不燃化、危険物や落下物の排除等に努める。

2 車中避難場所の確保

市（総合政策部）は、洪水のおそれがある場合に緊急的・一時的に車両ごと避難できる場所（民間の大型施設の屋上等）を災害時の車中避難場所として利用できるよう、災害時応援協定の締結等を進める。また、車中避難が長期化することによる健康面、衛生面での疾病等のリスクの軽減を図るべく、啓発に努める。

3 自主防災組織が選定する避難（場）所

（1）一時避難場所

一時避難場所は、震災や大規模火災時等に安全を確保できる公共的な場所で、地域住民が一時的に集合して安否確認を行った後に、指定避難所（指定緊急避難場所）への二次避難等を行う場所である。

自主防災組織は、街区公園、自治会館、公民館などの日常生活圏にある身近な施設や空地から一時避難場所を選定する。なお、水害リスクが高い避難場所を選定している場合は、水害時の一時避難場所確保に努める。

（2）自主避難所

自主防災組織が選定する自主避難所とは、地域内の自治会館、民間施設等の安全な建物で、指定避難所開設前に、自主避難を希望する地域住民のために、自主防災組織が主体となって開設・運営する避難所をいう。

このような自主避難所を自主防災組織が選定した場合には、当該自主防災組織は、迅速な開設・運営に繋がるよう地域住民に周知するとともに、防災訓練等の実施に努める。

また、地域内の民間施設等を選定している場合は、自主防災組織と当該施設管理者とで、連携協定等を締結するよう努める。

市（総合政策部）は、自主防災組織が選定する自主避難所が円滑に開設・運営できるよう、防災訓練の実施、連携協定締結等の支援を行う。

第4 避難に関する知識の周知徹底

市（総合政策部）は、避難の万全を図るため、各種手段や機会を活用して、指定避難所等の位置、避難に当たっての注意事項、警戒レベルに応じて市民がとるべき行動、避難情報等の入手方法等について、幅広い年代の市民への周知徹底に努める。

さらに、災害時の安全確保措置としては、指定避難所等への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等は、近隣の安全な場所への移動又は屋内での待避等を行うべきことについて、日頃から市民への周知徹底に努める。

第5 避難実施・誘導體制の整備

1 避難基準の設定等

市（総合政策部）は、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」等を踏まえ、洪水や土砂災害が予想される地域や大規模な地震が発生した場合における市民等への避難情報発令基準や伝達方法等を検討し、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」を必要に応じて修正する。

2 避難指示等の伝達手段の整備

市（総合政策部）は、土砂災害や浸水が予想される地域や大規模な地震が発生した場合における市民等への避難指示等の重要な情報を確実に知らせるため、本章第14節のとおり通信体制を整備するとともに、広報車等での広報活動、消防団、自主防災組織等を活用した戸別伝達、放送機関の活用など多様な伝達手段の整備に努める。

市（健康福祉部）は、避難行動要支援者が、障がい等の状況に応じて、文字放送やメール読み上げ機能のある通信機器を活用できるよう適切な支援を講じる。

3 避難誘導體制の確立

(1) 避難体制の周知

市（総合政策部）は、ハザードマップや広報紙等を活用し、適切な避難行動に関する啓発活動を実施する。また、避難所に案内標識を設置するなど、日頃から市民等への周知を図り、速やかに避難できる体制づくりを進める。

(2) 地域の避難体制の確立

市（総合政策部）は自主防災組織等と連携し、平時から地域の避難誘導體制の確立に努める。

(3) 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策

市（消防本部）は、大規模小売店舗、映画館等不特定かつ多数の人の集まる場所の管理者に対し、非常の際の誘導要領、施設内の避難経路の明示、照明・予備電球の確保等について指導を行う。また、避難訓練の実施に努めるよう指導を行い、安全体制の確保に努める。

4 避難行動要支援者対策

本章第6節に準ずる。

5 帰宅困難者対策

(1) 栃木県帰宅困難者対策連絡会議への参加

市（総合政策部、産業観光部）及び鉄道事業者等は、県が主宰する「栃木県帰宅困難者対策連絡会議」に参加して、必要な情報収集を行う。

(2) 一斉帰宅の抑制

市（産業観光部、教育委員会事務局）及び県は、「むやみに移動を開始しない」ことを基本原則に一斉帰宅を抑制するため、企業等への啓発を図る。

ア 企業等における対策

企業及び学校等は、次の事項を定めた帰宅困難者対策に関するマニュアル等の作成に努める。

- ① 従業員や児童生徒等を一定期間施設内に留めるための滞在場所や飲料水・食料・毛布等の備蓄
- ② 従業員や児童生徒等の安否確認手段の確保
- ③ 従業員や児童生徒等への「むやみに移動を開始しない」という基本原則や、災害用伝言ダイヤル171や災害用伝言板等の家族等との安否確認手段の周知

イ 駅や大規模集客施設等における利用者保護

鉄道事業者は、災害が発生し交通機関の運行が停止した場合における利用者の避難誘導體制や利用者を一定期間留める場所、備蓄の確保など、利用者保護と一斉帰宅の抑制に係る計画を定めるとともに、平時から計画に基づく訓練を実施する。

また、大規模集客施設の事業者等は、鉄道事業者に準ずる対策を実施する。

(3) 一時滞在施設等の確保

市（産業観光部）は、帰宅困難者を一時的に受け入れる一時滞在施設を、市有施設のほか、民間施設からも確保するよう努める。また、帰宅困難者が必要とする飲料水や食料、毛布その他必要となる物資を一時滞在施設に備蓄するよう努める。

(4) 帰宅困難者の誘導等の体制整備

市（産業観光部）は、駅前等の滞留場所から一時滞在施設までの帰宅困難者の案内誘導について、鉄道事業者や警察等の関係機関との協力体制の構築に努める。また、帰宅困難者の輸送について（一社）栃木県バス協会に協力を得られるよう連絡体制を整備しておく。

帰宅困難者の誘導等の体制整備に当たっては、必要に応じて、栃木県帰宅困難者対策連絡会議等を通じて、県の支援を受ける。

(5) 外国人への支援

市（生活環境部）は、足利市国際交流協会と連携し、外国人の帰宅困難者に対して多言語による情報の提供や相談業務等の外国人支援体制の確保に努める。

6 県外避難者受入対策

(1) 受入施設の確保

市（総合政策部）は、県（危機管理防災局）が実施する県外避難者の受け入れに関する避難所等の把握、選定に協力する。また、選定に当たっては、要配慮者の受け入れに留意する。

(2) 県外避難者受入体制の整備

市（総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、県（危機管理防災局）が開催する連絡会議等を通じ、県外避難者を受け入れる避難所の開設及び運営を市が円滑に行う体制を整備する。

第6 避難所管理・運営体制の整備

1 避難所管理・運営体制の整備

市（総合政策部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、避難所をスムーズに開設・運営できるよう、足利市指定避難所運営マニュアルを適宜修正するとともに、各避難所の管理責任者への連絡手段・方法、自主防災組織（自治会）、教職員等との協力体制等を毎年度確認する。

また、休日・夜間であっても避難所を迅速に開設できるよう、マニュアルに基づく避難所開設手順や資機材の使用、感染症対策等も踏まえた避難所の開設・運営方法の確認を行う訓練を実施する。

2 職員派遣体制の整備

市（健康福祉部、教育委員会事務局）は、災害発生初期において迅速に避難所を開設・運営するため、職員派遣体制を明確にしておく。

3 緊急地区隊の設置

休日、夜間等の勤務時間外においても迅速な避難所開設が行えるよう、緊急地区隊を任命する。

(1) 緊急地区隊の編成及び活動拠点

緊急地区隊は指定避難所単位の編成とし、各避難所における避難者支援を実施する。

(2) 緊急地区隊の組織及び職務等

ア 構成員

次の職員の中から、可能な限り居住地域を考慮の上、任命する。

- ① 指定避難所の開設・管理等を所管する教育委員会事務局関係職員
- ② 福祉避難所業務を所管する健康福祉部関係職員
- ③ 上記の部以外の職員のうち、災害時の配備計画が初動警戒配備以外の職員。ただし、災害発生直後から災害対応が見込まれる部に所属する職員を除く。

イ 組織

隊長1名、副隊長1名及び隊員をもって編成する。

ウ 職務

原則として夜間、休日等の閉庁時において災害が発生した場合における指定避難所又は自主避難所の開設及び運営を職務とする。

4 自主防災組織、ボランティア団体等との連携

市（総合政策部、生活環境部、健康福祉部、教育委員会事務局）は、避難所の円滑な自主運営体制の確立を図るため、自主防災組織（自治会）と避難所運営訓練等を行い連携強化に努めるとともに、ボランティア団体等からの応援受入れができるよう体制整備に努める。

なお、避難所運営が長期間に及ぶ場合は、避難者の代表者を避難所運営責任者とするなど、避難者主体の避難所運営に移行できるよう努める。

5 指定管理者等との役割分担の明確化

市（各部）は、指定管理施設が避難所として利用される場合には、施設の設置者及び指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を明確にしておく。

第16節 消防・救急・救助体制の整備

大規模災害発生時に、迅速かつ的確に被災者の救助活動・応急措置・救急搬送等が行えるよう、市及び県は、災害に備え消防・救急・救助体制の整備充実を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 火災予防の徹底	消防本部、消防団	
第2 消防力の強化	消防本部、施設所管部	県
第3 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備	消防本部	県

第1 火災予防の徹底

1 地域住民に対する指導

市（消防本部、消防団）は、地域住民に対して防災訓練における消火訓練などで消火器取扱方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている女性防火クラブ、少年消防クラブの育成、指導を強化する。

2 住宅防火対策の推進

市民、特に、高齢者、障がい者等の要配慮者を住宅火災から守るため、市（消防本部）、女性防火クラブ等は連携して、住宅用火災警報器及び感震ブレーカーの普及啓発活動を推進する。

3 防火・防災管理者の育成

市（消防本部）は、防火及び防災管理者に対して消防計画の策定、消防訓練の実施、消防設備等の整備、点検、火気の使用等について指導し、資質の向上を図る。

第2 消防力の強化

1 組織の充実強化

市（消防本部）は、「消防力の整備指針」に基づいて消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った効率的な組織づくりを推進し、消防体制の強化に努める。また、消防団については、団員の確保と資質の向上を図る。

2 消防施設等の整備充実

市（消防本部）は「消防力の整備指針」等により、車両、資機材等の消防施設等の整備充実について計画的な推進を図る。

3 消防水利の確保・整備

市（消防本部）は、「消防水利の基準」等により、消防水利施設の整備充実について、計画的な推進を図る。また、大規模地震災害では、消火栓の断水等により消火活動に困難をきたす可能性が高いことから、河川等の自然水利を活用した消防水利の整備や耐震性貯水槽・防火水槽等の設置など多様な水利を確保していく。

4 広域的な消火応援受入体制の整備

市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、本章 第23節 第5のとおり、広域的な消火応援受け入れ体制を整備する。

5 救急・救助力の強化

(1) 救急・救助用車両・資機材等の整備

市（消防本部）は、救急・救助隊の設置を進めるとともに、「消防力の整備指針」等により、救急・救助用車両、資機材等の整備を計画的に推進し、救急・救助体制の充実を図る。また、救急救命措置を行う救急救命士の養成をはじめとする、高度な救急・救助需用に対応できる職員を養成する。

(2) 医療機関との連携強化

市（消防本部）は、同時多発する救急要請に対し、迅速かつ的確な医療機関への搬送を行うため、医療機関との連携を強化する。

第3 ヘリコプターによる救急・救助体制の整備

市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、大規模災害発生時に、消防防災ヘリコプター等による災害応急対策活動の要請、運用について円滑な実施を図るため、航空消防防災体制の充実強化に努める。

1 離着陸場等の整備

市（消防本部）は、県や他機関のヘリコプターによる応援を円滑に受け入れることができるよう、離着陸場等について、施設等の管理者等と協議して選定し、本計画（資料編）に定めておくとともに、必要に応じて通信機器等の機材について整備しておくよう努める。

また、離着陸場等候補地のうち、飛行場外離着陸場（5か所）又は緊急離着陸場（8か所）として適する場所について、「飛行場外離着陸場・緊急離着陸場に関する要領」に基づき、県に報告を行う。

2 広域航空消防防災応援体制の整備

(1) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備 ア 通信体制の整備

応援ヘリコプターと消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者との連絡のため、市（消防本部）は、統制波を実装した無線機の整備に努める。

イ 事前計画の作成

市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、他機関のヘリコプターによる応援を受けて災害応急対策活動を実施する場合の計画を作成しておき、それに基づき必要な事項を整備する。

第17節 保健医療体制の整備

大規模な災害発生時に、負傷者への迅速かつ適切な医療救護活動や保健活動を実施できるよう、市・県・医療機関等関係機関は、保健医療体制及び後方医療体制等の整備・充実を図る。

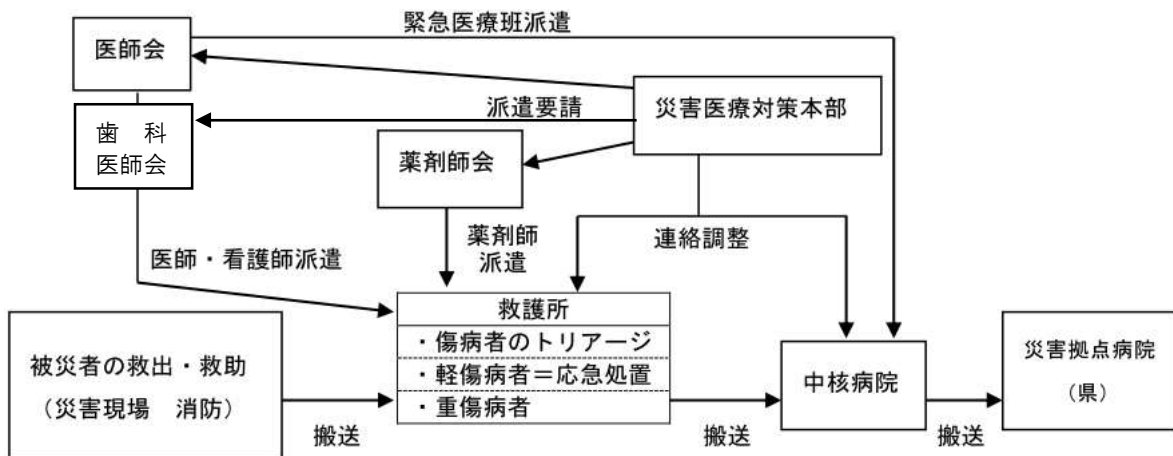
【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 応急医療体制の整備	健康福祉部	県、医師会
第2 後方医療体制等の整備	健康福祉部、上下水道部、消防本部	県
第3 応援要請及び受援体制の整備	健康福祉部	県
第4 医療体制の確保		県、医療機関

第1 応急医療体制の整備

災害医療対策本部、県医療圏別保健医療福祉調整本部（安足健康福祉センター）、救護所、中核病院*等が連携して負傷者への効果的な医療救護ができるよう、平時から医療救護体制や通信体制の整備、防災訓練等を推進する。

※ 中核病院とは、救護所では対応が困難な重傷患者等に対して、高度な治療・処置を行うための設備、医療スタッフを常時備えている医療機関をいう。



<災害時の緊急医療体制>

1 救護所の体制確保

市（健康福祉部）は、市医師会等の協力を得て、救護所（指定避難所）への医師、看護師等の派遣体制を確保する。

2 緊急医療班の確保

市（健康福祉部）は、中核病院へ搬送された重傷者等の治療に当たる緊急医療班について、中核病院及び市医師会の協力を得て、平時から班編成、医師等の派遣体制を確保する。

3 医薬品、医療資器材等の確保

市（健康福祉部）は、救護所（指定避難所）に災害直後の初動期の医療救護活動に必要な災害対策用医薬品等の配備を検討する。

災害用医薬品の配備に当たっては医師会及び薬剤師会等の協力を得て、医療分野の進歩等に適応していくよう努める。

4 アフターケア医療体制の確保

市（健康福祉部）は、災害直後の医療救護活動が終息した時期において、避難者等の医療ニーズに沿った対応を円滑に実施できるよう、県医療圏別保健医療福祉調整本部（安足健康福祉センター）、市医師会等と連携し、災害時の連絡体制、医療・保健等のチーム編成、活動要領等を整備しておく。

第2 後方医療体制等の整備

1 中核病院の指定等

市（健康福祉部）は、市内の病院等の中から、県及び市医師会と協議の上、災害時の緊急医療体制の中核を担う施設を選定し、中核病院としての整備を促進していく。

中核病院は、災害時に自らの被災状況の早期把握、医療継続の可能性の判断ができる体制を整備するとともに、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に被災状況等を円滑に入力する体制を整備する。

市（上下水道部）は、中核病院へ必要な給水を実施できる体制を整備する。

2 搬送体制の確保

市（消防本部）は、迅速な救急、搬送体制を確保するとともに、道路の損壊等による交通の遮断や中核病院に重傷病者等が集中し受入れが困難になったときなどは、県の消防防災ヘリコプターや自衛隊のヘリコプターの出動を要請し、広域搬送を行えるよう、平時から県（ドクターヘリ、栃木県消防防災航空隊等）と連携し、総合防災訓練に参加するなど重傷病者等の広域搬送体制の確保に努める。

第3 応援要請及び受援体制の整備

市（健康福祉部）は、医師、保健師など保健・医療人材の不足、医薬品・医療器材の不足等により保健医療福祉活動が十分に実施できない場合に備え、県医療圏別保健医療福祉調整本部（安足健康福祉センター）へのDHEAT等応援・受援体制を整備する。

第4 医療体制の確保

医療機関は、災害時に備えて、施設・設備の防災性の向上を図るとともに、病院防災マニュアルの整備等医療体制の確保を図るための措置を講じておく。

- ① 非常事態に即応するため、平素から入院患者の実態把握に努め、患者の容体等により「担送」「護送」「その他」等に区分し、避難・誘導、搬送の体制を確立する。
- ② 年間2回以上避難訓練を実施し、そのうち1回は夜間に実施するよう努める。
- ③ 避難器具の設置場所と使用方法を患者、職員に周知する。
- ④ 病院、診療所においては、重症患者、高齢者、乳幼児等自力では避難することが困難な患者は、避難誘導、搬送の容易な場所に収容するなど特別の配慮を図る。
また、介護老人保健施設については、自力避難が困難な入所者の療養室はできる限り一階部分とするなど、避難が容易になる対策を講じる。
- ⑤ 災害時の負傷者等の応急手当をできる体制を確立しておく。

第18節 緊急輸送体制の整備

大規模災害発生時に、被災地域へ応急対策活動人員、支援物資等を迅速かつ確実に輸送できるよう、市、県、県警察、国その他関係機関は緊急輸送体制の整備を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 緊急輸送道路の整備	都市建設部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)
第2 陸上輸送体制の整備	都市建設部、各部	県、宇都宮国道事務所、東日本高速道路(株)
第3 空中輸送体制の整備	消防本部	県

第1 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路について、計画的な道路整備、維持管理に努めるとともに、関係者等に対して周知徹底を図る。また、随時指定路線の見直しを行い、必要がある場合、関係者間での協議の上、指定路線の変更を行う。

なお、緊急輸送道路の路線区分、設定基準は次のとおりであり、本章第3節で定める防災拠点や、主要公共施設、警察署、自衛隊等を結ぶ有機的な道路ネットワークとなっている。

区分	設定基準
第1次緊急輸送道路ネットワーク	・県庁と中心都市（市役所等）を連絡する道路 ・本県と隣接県を連絡する幹線道路
第2次緊急輸送道路ネットワーク	・第1次緊急輸送道路と市役所・町役場、土木事務所等の主要な防災拠点を連絡する幹線道路
第3次緊急輸送道路ネットワーク	・第1次、第2次緊急輸送道路の機能を補完する道路

第2 陸上輸送体制の整備

1 道路管理者による輸送環境の整備

(1) 道路・橋りょうの整備

ア 道路の整備

道路管理者は、震災時における道路機能を確保するために、適切な道路の整備を推進する。また、落石、倒木等が発生しやすい場所の点検、パトロールを実施し、補強等の対策工事の必要な箇所について、緊急度の高い箇所から順次対策を実施する。

イ 橋りょうの整備

道路管理者は、被災を受けた場合に交通に重要な影響を与える橋りょうについて「道路橋示方書」（平成29年11月）の基準に合致した耐震性の高い橋りょうの整備を行う。また、耐震補強等の対策が必要な既設橋りょうについては、緊急度の高い橋りょうから順次対策の実施を図る。

(2) 情報収集・連絡体制の整備

道路管理者は、災害時における交通の支障を防止し、併せて災害応急対策活動等を容易にするため、災害情報の収集・連絡体制を整備する。

(3) 大規模災害時における道路啓開体制の整備

ア 道路復旧作業体制

市（都市建設部）は、足利市建設業協力会等との連携強化を図り、道路復旧作業等に必要となる人員や資機材等を速やかに確保できる体制の整備に努める。

イ 放置車両対策

市（都市建設部）は、大規模災害時において直ちに放置車両の移動等により緊急通行車両の通行路線を確保するため、災害協定を締結するレッカー業者等と定期的に協力内容や実施体制の確認を行うなど、平常時から連携体制の強化を図る。

2 緊急通行車両の事前届出

市（各部）は、災害時の緊急輸送を円滑に行えるよう、緊急通行を必要とする車両をあらかじめ指定して「緊急通行車両等事前届出書」を警察署に提出し、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受ける。

第3 空中輸送体制の整備

市（消防本部）は、台風や豪雨時に、道路が土砂崩れや冠水等により寸断され、陸上輸送に支障をきたす場合に備えて、臨時ヘリポート候補地を陸上輸送との連携を考慮して選定し、本計画に定めておく。

また、市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、本章第16節第3のとおり必要な措置を実施する。

第19節 建築物の災害予防対策

災害時における建築物の安全性の確保を推進するため、市、県、施設等の管理者は、建築物の耐震性の強化、強風に対する建築物の堅牢化、附属物の落下・飛来防止、雨による地下空間等浸水防止対策等必要な防災対策を講じる。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 一般建築物に対する予防対策	都市建設部	県
第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策	施設所管部	防災関係機関
第3 震災建築物応急危険度判定体制の整備	都市建設部	
第4 その他の安全対策	都市建設部	
第5 家具等転倒防止	総合政策部	
第6 石綿含有建材使用建築物への予防対策	生活環境部、都市建設部	県

第1 一般建築物に対する予防対策

1 浸水対策等

(1) 地下空間浸水対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、「地下空間における浸水対策ガイドライン」に基づき、防水扉及び防水板の整備など、建物や地下空間等を浸水被害から守るための対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

(2) 電気設備の浸水対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、「建築物における電気設備の浸水対策ガイドライン」に基づき、浸水リスクの低い場所への電気設備の設置など、建築物の機能継続に向けた浸水対策について、必要に応じて、設計者や施設管理者に対して指導、助言を行う。

(3) 落下物・飛来物防止対策

市（都市建設部）及び県（県土整備部）は、風水害等発生時における建築物からの落下物を防止できるよう、定期報告等の機会を通じて管理者に対して適切な改善指導を行う。

また、屋根ふき材、外装材、広告塔、装飾塔その他建築物の屋外に取り付けるものが風圧で脱落・飛来しないよう指導に努める。

2 住宅等の耐震化

(1) 足利市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの推進

市（都市建設部）は、住宅の耐震化をより一層促進するため、本市が重点的に実施する施策を掲げた足利市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを毎年策定する。アクションプログラムには、主に次のような耐震化促進事業の具体的な取組と支援目標を設定し、その実施・達成状況を把握、評価するとともに、随時プログラムの充実・改善を図る。

- ① 住宅所有者に対する直接的な耐震化促進
- ② 耐震診断実施者に対する耐震化促進
- ③ 耐震改修事業者の技術向上等
- ④ 市民への周知普及

(2) 安心して相談できる環境の整備

市（都市建設部）は、耐震診断・耐震改修・耐震建替え、耐震改修促進税制等に関する相談へ

対応する環境を整備するとともに、安心して相談できる事業者の紹介等を行う。また、耐震診断及び耐震改修等の補助制度の利用を希望する市民に対して、住宅の耐震化に必要な手続の流れを明確化して情報提供を行うことにより、円滑な申込みが可能となるように努める。

(3) 住宅耐震化の普及・啓発

市（都市建設部）は、次の手段により、住宅の耐震化について住民への普及、啓発を行う。

- ① 広報紙・ホームページ等の活用
- ② 耐震普及ローラー作戦の実施

3 建築物の耐震化促進

市（都市建設部）は、より一層の耐震化を促進するため、耐震化の必要性についてホームページ等を通じて周知するとともに、県と連携し、建築物防災週間に併せて、耐震化に関するパンフレットを多数の者が利用する建築物の所有者等に配布し、必要に応じ耐震診断及び耐震改修等に関する指導、助言及び指示を行う。

第2 防災上重要な公共建築物の災害予防対策

災害時における応急対策活動の拠点、又は避難場所として重要な役割を果たす公共建築物の管理者は、その機能を確保するため、次のような災害予防対策を実施するものとする。

1 防災上重要な公共建築物

- ① 防災拠点（災害対策活動拠点）〈本章第3節参照〉
- ② 医療救護活動の施設（病院等）
- ③ 応急対策活動の拠点（警察署、消防署等）
- ④ 避難収容施設（学校、体育館、文化施設等）
- ⑤ 社会福祉施設等（養護老人ホーム、障害者支援施設等）

2 防災対策の実施

施設管理者は、以下のような防災措置を実施し、防災機能の強化に努めるものとする。

- ① 耐震診断、耐震改修、建替え等
- ② 非常用電源の確保
- ③ 配管設備類の固定・強化
- ④ 敷地内の排水施設、擁壁等の整備
- ⑤ 施設・敷地内の段差解消等、避難行動要支援者に配慮した施設設備の整備
- ⑥ 想定浸水深以上のフロアに備蓄スペースを確保
- ⑦ その他防災設備の充実

第3 震災建築物応急危険度判定体制の整備

市（都市建設部）は、栃木県震災建築物応急危険度判定協議会と連携し、震災建築物応急危険度判定実施体制の整備を図る。

第4 その他の安全対策

1 天井脱落対策

市（都市建設部）は、大規模な天井の脱落対策に係る新たな基準や、天井の脱落による人的な被害の危険性を所有者等に周知する。また、市有建築物においては、早期の安全化を進める。

2 ブロック塀等の倒壊防止

市（都市建設部）は、ブロック塀等の倒壊防止のため、市民に対して十分な指導啓発活動を行うとともに、危険なブロック塀の除去に対する助成制度（足利市通学路沿道ブロック塀等安全対策補

助金)の周知・活用促進を図る。

また、学校等と連携し、通学路における危険なブロック塀の実態把握に努める。

3 エレベーターの安全対策

市(都市建設部)は、地震によるエレベーター閉じ込め防止等における安全基準の普及啓発を実施するとともに、必要に応じて改善の指導を行う。

第5 家具等転倒防止

市(総合政策部)は、一般家庭でのタンス、食器棚、本棚、テレビ、冷蔵庫等の転倒や棚上の物の落下による事故を防止するために必要な対策について、防災冊子の配布や広報誌を通じて、普及啓発を図る。

第6 石綿含有建材使用建築物への予防対策

1 応急対策時の石綿飛散・ばく露防止体制の整備

市(生活環境部、都市建設部)は、平時から県(環境森林部、危機管理防災局、県土整備部)と調整し、災害時の対応方法を整理するとともに、情報の受け入れ・伝達体制を構築するよう努める。

2 解体・補修時の石綿飛散防止に係る指導體制の整備

市(生活環境部、都市建設部)は、平時から県(環境森林部、県土整備部)と調整し、建築物等の所有者、解体工事受注者等に対する指導方針をあらかじめ定めるとともに、被災建築物等の解体等に係る相談窓口や指導體制を整理するよう努める。

第20節 インフラ施設等の災害予防対策

災害時における応急対策活動の実施や市民生活の安定に重要な役割を果たす鉄道、上下水道、電力、ガスその他の公共施設の管理者は、大規模な災害発生時においてもその機能が確保できるよう、平常時から災害に対する安全性を考慮した施設整備に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 輸送関係機関の対策		東日本旅客鉄道(株)、東武鉄道(株)
第2 ライフライン関係機関の対策	上下水道部	東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)、足利ガス(株)、(一社)栃木県LPガス協会
第3 その他の公共施設の対策	生活環境部、都市建設部、上下水道部	県、渡良瀬川河川事務所

第1 輸送関係機関の対策

1 鉄道施設

鉄道事業者は、災害時に備え、施設等の整備に努めるとともに、運転規則、巡回、点検等によって災害予防対策を講じる。

(1) 施設等の巡回・点検

災害による被害を最小限に抑えるため、平常時から施設関係職員による定期的な巡回、点検を行う。

(2) 運転規則

災害により異常事態が発生した場合に、適切な判断に基づいた旅客の救護誘導ができるよう、災害時に備えて平時から訓練教育を行う。

第2 ライフライン関係機関の対策

1 水道施設

市(上下水道部)は、水道水の安定給水と二次災害防止のため、次により水道施設の整備を図る。

(1) 書類の整備

施設の完成図面、図面台帳、設備仕様書等を整備しておく。

(2) 防災体制の編成

部内の防災体制を編成し、危機管理マニュアル、緊急連絡系統図等を作成しておく。

(3) 貯留水の確保

配水池等の貯水施設の堅牢化を図るほか、流入管、流出管には、緊急しゃ断弁等を設置し、貯水施設内の水を安全に確保できるようにする。

(4) 二次災害防止

ポンプ場、浄水場内での薬液注入設備等、特に重油、ガス等の燃料用設備の設置に当たっては、台風、豪雨等の発生に伴う漏洩、その他の二次災害の発生を防止するための措置を講じる。

また、施設のリスクを表示し、職員に周知徹底させる。また、消火機器、中和装置、救護用具、医薬品等を常に使用可能な状態にしておく。

(5) 配水管路等の改良

老朽管や耐震性の低い管路の布設替えを行い、管路の強化に努めるとともに、地盤の特性を考慮した、材料の選定を行う。

(6) 応援体制の整備

給水系統相互間における水の融通体制を強化するとともに、隣接水道事業者間の相互連携に努める。

(7) 応急復旧用資機材の備蓄

応急復旧が速やかに実施できるよう、主要施設の資機材の備蓄に努める。

(8) 重要給水施設の把握

避難所、医療施設等、災害時に重要となる施設を把握し、給水体制の確保に努める。

2 下水道施設

(1) 施設の整備

市(上下水道部)は、施設の新設、増設に当たっては、耐震性を考慮した設計を行うとともに、新たに、耐震性向上のため開発される資機材、工法等を積極的に取り入れ、より耐震性のある施設とする。また、既存の施設については、耐震性能を把握し、必要に応じ、補修、補強等を実施するなど、耐震性の向上に努める。河川敷内に伏越して水管橋、放流ゲートを設置する場合は、設置位置、構造、在来護岸補強方法等を、河川管理者と事前に十分打ち合わせた上で設計を行う。なお、既に供用している施設については、実情に応じ、補修、補強等を実施する。

(2) 危険箇所の改善

市(上下水道部)は、施設の点検等により危険箇所の早期発見と改善に努める。

3 電力施設

災害発生時の電力供給の確保を図るため、東京電力パワーグリッド(株)は、次の予防措置を講じる。

(1) 施設・設備の安全対策

所定の耐震設計基準に基づき施工し、軟弱地盤など特に問題のある箇所についてはきめ細かい設計を施す。

洪水、土砂災害、暴風、雷などに対するリスクを考慮し、施設整備の見直し、既存施設の点検・補強等を実施する。

(2) 巡視、点検等の実施

台風、豪雨等に伴う災害の発生に備え、必要に応じ特別巡視、特別点検を行い、特に家屋密集地帯などの漏電等による火災の防止に努める。

(3) 要員、資機材の確保

災害対策本部の要員、参集体制、関連会社を含む連絡体制を確保する。また、復旧作業等に必要資機材、車両、舟艇等のほか、非常用食料等の備蓄、調達体制の確保に努める。

(4) 防災訓練の実施

災害発生時に円滑な対応を図るため、情報連絡、本部・支部運営、復旧作業、災害対策用資機材の整備点検を主たる内容とする非常災害対策訓練を年1回、全店をあげて実施する。

4 都市ガス施設

足利ガス(株)は、次の対策を進める。

(1) 施設の安全対策

地震、台風、洪水等発生時における、ガス施設に係る被害の未然防止のため、安全対策を進める。

(2) 災害防止のための体制の整備

- ① 広範囲にわたるガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、被害の軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員などの整備を図るとともに、連絡体制、動員体制を確立し、従業員等に周知徹底を図る。
- ② 緊急時に必要な資機材の在庫管理を常に行い、調達を必要とする資機材をメーカー等から

速やかに確保できる体制を整えておく。

- ③ 災害時の優先電話、通信機器、被害状況報告書、消費者名簿などの設備、資料を整備しておく。

(3) 防災関係機関との連携

災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市（総合施策部、消防本部）、県、県警察、防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備しておく。

(4) 災害発生時の措置に関する教育訓練

ア ガス施設又はガス供給上の事故による二次災害の防止を目的として、緊急事故対策、大規模風水害などの非常時の緊急措置について、保安教育を行うとともに防災訓練を実施する。

イ 従業員等の連絡、動員について、定期的に訓練を実施する。

(5) 消費者に対する広報

消費者に対して、緊急時にガス栓を閉めることやガス供給を停止することもあることなど、ガス施設やガス消費機器についての注意事項の周知徹底を図り、事故防止に努める。

5 LPガス施設

(一社)栃木県LPガス協会足利支部は、次の対策を講じる。

(1) 安全機器の設置等

ア 供給設備

- ① マイコンメーターの設置
- ② 供給設備機器の期限管理（交換）の実施

イ 消費設備

- ① ガス漏れ警報器の設置
- ② ヒューズコックの設置
- ③ 安全装置付き器具（立ち消え、不完全燃焼防止、加熱防止装置付き等）の設置

(2) 緊急時への備え

- ① 万一の事故発生の場合、消費者から販売店へ速やかに連絡ができるように、連絡先等の書面交付やパンフレット等の配布などで、連絡先の周知徹底を図る。また、消費者や家屋の管理人に対し、緊急事故が発生した場合にとるべき初期動作の周知を図り、消費者の協力を求める。
- ② 緊急時に速やかに修理対応できるよう、緊急要員、資機材、車両の確保、下請業者との連携体制確認など、必要な体制を整備しておく。
- ③ 救急病院等ガス供給を停止できない消費者に対する緊急容器を確保しておく。
- ④ 足利市及び地域同業者に対して連携を密にし、復旧作業を円滑に行うことができる体制づくりに努める。

6 電気通信施設

東日本電信電話(株)栃木支店は、災害時においても可能な限り電気通信サービスを維持し、重要通信を疎通させるよう、平時から電気通信施設の耐震構造化等の防災対策を推進する。また、災害が発生した場合に備えて迅速かつ確かな措置を行うことができるよう万全の体制を期す。

(1) 電気通信設備等の防災対策

災害の発生を未然に防止するため、次のとおり電気通信設備及びその付帯施設（建物を含む。以下「電気通信設備」という。）の防災対策を実施する。

- ① 豪雨、洪水等のおそれがある地域にある電気通信設備等について、浸水防止対策を実施する。
- ② 暴風等のおそれのある地域の電気通信設備について、防風対策を実施する。
- ③ 地震又は火災に備えて主要な電気通信設備等について、耐震又は防火対策を実施する。

(2) 電気通信網の防災対策

災害時等において、通信を確保するため、次により通信網の整備を行う。

- ① 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- ② 主要な中継交換機を分散設置する。
- ③ 通信ケーブルの洞道化及び地中化を推進する。
- ④ 主要な電気通信設備について、必要な予備電源を設置する。
- ⑤ 公共機関等重要通信を確保するため、回線複数化、分散収容を推進する。

(3) 災害対策用機器等の確保

災害時において、通信を確保し、又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、あらかじめ次に掲げる機器、機材及び車両等を配備する。

- ① 応急市内及び市外ケーブル
- ② 応急光ケーブル
- ③ 可搬形無線装置
- ④ 移動衛星無線車
- ⑤ 移動電源車

(4) 重要通信の確保

災害の予防又は救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保及び秩序の維持のために必要な重要通信を次により確保する。

- ① 災害時に備え、災害時優先電話を整備する。
- ② 電気通信設備の被災を想定した伝送措置、交換措置及び通信網措置に関する措置計画を策定する。
- ③ 常時疎通状況を管理し、電気通信網を効率的に運用する。
- ④ 災害時には、設備の状況を24時間監視し、電気通信の疎通を図る。

(5) 災害用伝言ダイヤルの周知

大規模災害が発生した場合に、電話輻輳の軽減や、被災者等の不安感の軽減を図るため、被災地内の電話番号をメールボックスとして安否情報の登録、又は家族や友人の安否情報を確認することができる“171”災害用伝言ダイヤルの仕組みや利用等の周知に努める。

第3 その他の公共施設の対策

1 河川管理施設等

河川管理者は、地震の発生による河川管理施設等の被災や二次災害としての水害の発生に備え、それぞれの施設の点検、警戒活動、広報活動、応急復旧活動を迅速かつ的確に実施する体制の整備に努める。

2 砂防設備

砂防設備の管理者は、地震による砂防設備の被災や、それに伴う二次的な土砂災害を防ぐため、定期的に砂防設備の点検を実施する。

3 廃棄物処理施設

市（生活環境部、上下水道部）は、廃棄物処理施設、し尿処理施設等の耐震性等を把握、診断し、問題があれば補強に努める。

また、処理施設の被害時に備えた緊急連絡体制及び応急復旧体制（メーカーからの技術者の応援体制を含む）の整備並びに応急復旧資機材の整備及び定期点検を行う。

第 2 1 節 危険物施設等の災害予防対策

災害に起因する危険物等による事故を防止するため、市、県、事業者等は、連携して各種予防対策を実施する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第 1 消防法上の危険物	消防本部	危険物取扱事業者
第 2 火薬類	消防本部	県、火薬類取扱事業者
第 3 L P ガス	消防本部	県、L P ガス関係機関
第 4 高圧ガス	消防本部	県、高圧ガス事業者
第 5 毒物・劇物	消防本部	県、医療機関
第 6 放射性物質	総合政策部、生活環境部、 消防本部	放射性同位元素等取扱事業者

第 1 消防法上の危険物

市（消防本部）及び消防法上の危険物を取り扱う施設（以下「危険物施設」という。）の所有者等（以下「危険物取扱事業者」という。）は、災害に起因する危険物の漏洩、爆発等に備え、平時から次により危険物施設の安全確保に努める。

1 危険物取扱事業者が実施する対策

- ① 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性向上に努める。
- ② 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- ③ 従業員に対する保安教育の徹底を図るとともに、防災訓練を実施する。
- ④ 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- ⑤ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

2 市（消防本部）が実施する対策

- ① 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分に考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- ② 災害時等に危険物の仮貯蔵・仮取り扱いの申請が想定される者（電気関係業者、建設業者、製造業者、石油関係業者、官公庁等）に対して、臨時的な危険物の貯蔵・取り扱い形態等について検討させるとともに、安全対策について事前に計画しておくよう指導する。
- ③ 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害発生を予防するため、施設の所有者等に対し、台風や豪雨時の安全確保について、必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- ④ 危険物施設の所有者等に対し、耐震性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第 2 火薬類

県（産業労働観光部）並びに火薬類製造・販売事業者及び火薬類消費者等（以下「火薬類扱事業者」という。）は、平常時から、災害に起因する火薬類事故の抑止に努める。

市（消防本部）は、警察署、県及びその他の防災関係機関と協力して防災上の指導にあたる。

第 3 L P ガス

県（産業労働観光部）及びL P ガスの販売事業者、保安機関等（以下「L P ガス関係機関」という。）は、災害に起因するL P ガス事故の抑止に努める。

市（消防本部）は、警察署、県及びその他の防災関係機関と協力して防災上の指導にあたる。

第4 高圧ガス

県（産業労働観光部）及び高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という。）は、災害に起因する高圧ガス事故の抑止に努める。

市（消防本部）は、警察署、県及びその他の防災関係機関と協力して防災上の指導にあたる。

第5 毒物・劇物

県（保健福祉部）は、災害に起因する毒劇物流出等を防ぐため、毒劇物の製造所、販売所、メッキ工場等業務上毒劇物を取り扱う施設（以下「毒物劇物取扱事業者」という。）などの把握に努めるとともに、毒劇物管理の徹底等について指導を行う。また、市（消防本部）、医療機関等と連携して、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するための連絡体制を整備する。

第6 放射性物質

1 放射性同位元素等取扱施設の管理者等の対策

災害に起因する放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ市（消防本部）、警察、国に対する通報連絡体制を整備する。

2 市の対策

- ① 市（生活環境部、消防本部）は、県が策定した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に基づき、放射線検出体制や汚染検査及び除染体制の整備等事前対策を行うとともに、応急対策の流れについて熟知し、災害に起因する放射性物質事故が発生した場合に備える。
- ② 市（消防本部）は、放射性物質取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努める。
- ③ 市（消防本部）は、放射性物質事故等に備えた救急・救助活動等に必要な放射線防護資機材の整備に努める。

第22節 学校・社会施設等の災害予防対策

学校等は、災害発生時の児童生徒及び教職員の安全を確保するため、防災面における安全教育と安全管理の充実を図るとともに、防災体制の強化に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 公立学校の対策	教育委員会事務局	県、公立学校
第2 私立学校の対策		私立学校
第3 社会教育施設の対策	教育委員会事務局	社会教育施設
第4 文化財災害予防対策	教育委員会事務局	

第1 公立学校の対策

1 学校安全計画等の作成

公立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校（以下「公立学校」という）の長（以下「校長等」という）は、学校保健安全法に基づき作成する「学校安全計画」の中で災害安全の事項を盛り込むとともに、学校や地域の状況に応じ、大規模災害時における児童生徒の安全確保、保護者等との連絡体制、施設設備の被害状況把握、時間外における教職員の参集方法等について別途定めておき、防災面における安全教育の充実と安全管理の徹底を図る。

2 公立学校の防災体制の確立

（1）事前対策の確立

校長等は、災害時における児童生徒の安全確保のため適切な指示や支援を行えるよう、必要な知識や技能を身に付けるとともに、学校の防災管理、組織活動、役割分担等を具体的に示した学校等防災マニュアルの充実を図る。

（2）応急対策への備え

校長等は、災害発生時における児童生徒の退避・保護の方法をはじめとした防災応急対策について検討するとともに、教職員、児童生徒に対する教育・訓練を実施し、保護者にも周知徹底を図る。

（3）施設・設備の安全管理

校長等は、校舎内や避難通路の安全の確保を図るため、学校設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底等の安全対策を講じる。

3 児童生徒等及び教職員に対する防災教育

市（教育委員会事務局）及び県（教育委員会事務局）は、学校教育を通じて児童生徒等に対する防災教育の充実を努め、避難訓練等を通して学校、家庭及び地域における防災の知識や避難方法等を習得させる。

（1）防災教育の充実

公立学校では、学校安全計画に基づき児童生徒の発達段階に応じた防災教育の充実を図る。

ア 自らの危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進

防災教育の実施に当たっては、地域の自然環境や過去の災害事例などを理解させ、災害時の対応力を育むことに留意する。

イ 地域貢献の視点からの防災教育の推進

災害発生時に、児童生徒が自らの安全を守ることはもとより、その発達段階に応じて、進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるよう、ボランティア活動等を通じて、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高める教育を推進する。

ウ 体験的・実践的な防災教育の推進

公立学校においては、消防団員等と連携し、体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 避難訓練の実施

公立学校における避難訓練の実施に当たっては、災害時に安全に避難できる態度や能力を体得させるようにする。また、家庭や地域と連携した訓練や専門家に避難行動を評価してもらうなど、訓練方法の工夫を行う。

(3) 教職員の防災意識高揚と指導力向上

市（教育委員会事務局）及び県（教育委員会事務局）は、教職員の防災意識高揚と指導力向上を図るため、安全教育指導資料等を活用するとともに、防災に関する各種研修を充実させる。

第2 私立学校の対策

私立学校の長は、公立学校の対策に準じて必要な対策を行う。

第3 社会教育施設の対策

1 社会教育施設危機管理計画の作成

公民館や図書館、美術館等の社会教育施設の長（以下「施設長」という）は、利用者の安全確保のため、施設設備の被害状況の把握、時間外における職員の参集方法等について別途定めておき、防災における安全管理の充実を図る。

2 社会教育施設の防災体制の確立

(1) 事前対策の確立

施設長は、災害発生時の利用者の安全確保のため、事業中止の判断基準や利用者への周知方法等について、事業運営担当者と連携を図り、事前対策を確立しておく。

(2) 応急対策への備え

施設長は、災害時における利用者の退避・保護の方法をはじめ、交通機関、情報収集・伝達手段、水道・電気等ライフラインなどが途絶した場合における安全確保のための応急対策について検討するとともに、職員等に研修・訓練を実施し、周知徹底を図る。

(3) 施設・設備の安全管理

施設長は、施設・敷地や避難通路の安全確保、重要収蔵物の安全を図るため、設備・物品の転倒防止、実験実習機器の管理徹底、防災機器の点検及び使用法の習熟等の安全対策を講じる。

3 社会教育施設における防災教育

市（教育委員会事務局）は、社会教育を通じた市民に対する防災教育の充実に努め、地域における防災や避難方法等について、知識習得機会の充実を図る。

(1) 防災教育の充実

- ① 社会教育施設では、それぞれの施設の機能を活用した市民への防災教育の充実に努める。
- ② 防災教育の実施に当たっては、市民が地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどを理解できるよう配慮し、主体的な避難行動や防災・減災の活動に資するよう努める。
- ③ 災害発生時に、市民等が自らの安全を守ることはもとより、進んで他の人々や地域の安全に役立つことが出来るよう、共助を育む学習機会の充実に努める。

(2) 避難訓練の実施

本節第1の3(2)に準ずる。

(3) 職員の防災意識高揚と指導力向上

本節第1の3(3)に準ずる。

第4 文化財災害予防対策

市（教育委員会事務局）は、貴重な文化財等を災害から守り、将来に引き継いでいくため、次の安全対策を推進する。

- ① 文化財及び文化施設の所有者等に対し、防災に関する指導、助言を行う。
- ② 文化財の特性に応じた防火管理や収蔵庫、火災報知器、消火栓、避雷針等の防火施設・設備の整備充実を促進する。また、非常時に備えて収蔵品等個々の文化財の所在を所有者等に明確に把握させておくとともに、防火標識等の設置を促進し、所有者や見学者等の防火意識高揚を図る。
- ③ 文化財防火デー（1月26日）を中心として防火訓練を実施するとともに、文化財についての防火思想の普及啓発を図る。

第23節 応援・受援体制の整備

市、県は、応急対策職員派遣制度、災害時相互応援協定による人員派遣スキームを基本として相互応援体制を整備する。また、災害時相互応援協定の締結や受援計画の策定等により、支援を円滑に受け入れる体制（受援体制）の構築に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 他自治体との相互応援体制の整備	総合政策部	
第2 災害時応援協定の締結	各部	企業、団体
第3 大規模災害に備えた受援計画	各部	
第4 応急対策職員派遣体制の整備	行政経営部	
第5 消防広域応援体制の整備	消防本部	県
第6 警察・自衛隊等との連携	総合政策部、消防本部	県、県警察、自衛隊

第1 他自治体との相互応援体制の整備

市（総合政策部）は、他自治体との間で締結した災害時における相互応援協定を実施する体制の整備に努める。

第2 災害時応援協定の締結

市（各部）は、企業や団体等と災害時応援協定を締結し、平時より連絡体制を確認しておくなど、連携を強化しておく。

第3 大規模災害に備えた受援計画

市（各部）は、災害時受援計画に基づき、他自治体・関係機関からの支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的な対策を推進するための体制（受援体制）構築に努める。

第4 応急対策職員派遣体制の整備

総務省の「災害応急対策職員派遣制度」により、県が対口支援団体に選定された場合、市（行政経営部）は要請に応じて必要な人員・資機材を確保できる体制を整備する。

第5 消防広域応援体制の整備

1 消防相互応援体制の整備

市（消防本部）は、次の対策を講じる。

（1）協定の適切な運用

特殊災害消防相互応援協定及びその他隣接地区消防本部（局）等と締結している各種協定が適切に運用できる体制の整備を図る。

（2）栃木県広域消防応援等計画による充実強化

「栃木県広域消防応援等計画」に基づき、情報連絡体制、応援部隊編成、指揮体制、通信体制、後方支援体制等必要な事前体制について整備する。また、応援要請方法、応援出動方法等発災時の対応について、連携の確保及び広域応援体制の充実強化を図る。

（3）広域消防応援訓練の実施

県内全消防本部（局）による合同訓練に参加し、「栃木県広域消防応援等計画」に基づく応援

要請、応援出動及び相互連携した応急活動が円滑に行えるよう、訓練後に明らかになった課題等を踏まえ、体制及び計画の改善を行う。

2 緊急消防援助隊の整備

市（消防本部）は県（危機管理防災局）と連携し、「緊急消防援助隊」の受援体制の整備に努めるとともに、県外への栃木県隊出動体制の整備に努める。

また、「栃木県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、応援要請手順、指揮体制、通信運用体制、情報提供体制その他必要な事項の整理を行う。

第6 警察・自衛隊等との連携

市（総合政策部）は、自衛隊の災害派遣活動が円滑に行えるように受入拠点を選定し、平時から連携体制の強化を図るとともに、県への自衛隊派遣要請依頼が円滑に行えるよう必要な準備を整えておく。

また、市（消防本部）は、県（危機管理防災局、県土整備部）、県警察、消防長会及び自衛隊が参加する「災害時の初動体制確立のための関係機関連絡会議」において、初期活動における関係機関の役割分担、連絡調整方法、効率的な協力方法等の検討結果を踏まえ、相互連携体制の強化を図る。

第24節 孤立集落の災害予防対策

災害時に道路や通信の途絶により孤立する可能性のある地区に対する応急対策活動に資するため、市及び市民等は平常時から連携して、情報連絡体制や物流体制、備蓄等の整備に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 孤立可能性地区の把握と啓発の推進	総合政策部	
第2 未然防止対策の実施	総合政策部、都市建設部	県
第3 災害時に備えた取組の実施	総合政策部、消防本部	自主防災組織、市民、事業所

第1 孤立可能性地区の把握と啓発の推進

市（総合政策部）は、ハザードマップに基づき孤立可能性地区について把握しておくとともに、関係住民等に対し、災害リスクに関する情報や平時からの備えについて啓発を行う。

第2 未然防止対策の実施

1 道路の整備

市（都市建設部）、県及びその他の道路管理者は、孤立可能性地区に通じる道路や橋りょうについて、地震、洪水、土砂災害、倒木等による損壊や閉塞などの対策工事を推進する。

2 土砂災害警戒区域等の整備

県（環境森林部、県土整備部）は、孤立可能性地区における土砂災害警戒区域等の対策工事を推進する。

3 通信手段の確保

市（総合政策部）は、孤立可能性地区において通信手段の確保に努める。

第3 災害時に備えた取組の実施

1 市の対策

市（総合政策部、消防本部）は、孤立地区の発生に備えて次の対策を講じる。

- (1) 孤立可能性地区について、あらかじめ災害時の連絡担当者を把握しておくなど、連絡体制の整備を図る。
- (2) 避難先となり得る施設を把握し、必要に応じて非常用電源設備や、水・食料等の生活物資、医薬品、簡易トイレ等の供給体制の構築に努める。
- (3) ヘリコプターの緊急離着陸に適した土地の確保に努める。

2 住民等による対策

- (1) 孤立可能性地区の住民は、家庭内備蓄について1週間程度の量を確保しておくよう努める。
- (2) 孤立可能性地区の自主防災組織や事業所等は、協力して、安否確認や救出・救助、初期消火、炊き出し等を行うとともに、外部に向けて被害状況や救援要請などの情報を発信できるよう体制整備に努める。

第25節 災害廃棄物等の処理体制の整備

災害廃棄物等を円滑かつ迅速に処理することができるよう、平時から体制の整備を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市の対策	生活環境部	
第2 処理業者の対策		廃棄物処理業者
第3 県の対策		県

第1 市の対策

市（生活環境部）は災害時における災害廃棄物等の処理体制の整備、処理施設における災害対策の強化等を図る。なお、市ではあらかじめ仮置場の設置・運用等を示した「足利市災害廃棄物処理計画」を策定しており、本計画に従って平時の備えに努める。

第2 処理事業者の対策

処理業者は、事業継続計画の策定、処理施設の災害対策の強化等に努める。

第3 県の対策

県（環境森林部）は、市や処理業者における災害廃棄物等の処理体制の整備について、「栃木県災害廃棄物処理計画」に基づき、必要な支援を行う。

第2章 林野火災予防

第1節 防火活動の促進

市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による林野火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 火災予防対策の推進	産業観光部、消防本部	県、防災関係機関

第1 火災予防対策の推進

1 林野火災に関する防火意識の啓発

林野火災の発生原因の多くが、たばこの投げ捨て及びたき火の不始末であることから、市（消防本部、産業観光部）は防災関係機関等と相互に連絡調整を行い、入山者や市民に対し、次のような普及啓発を行う。

（1）市民への広報

- ① 山火事予防運動の周知徹底
- ② 林野火災防止推進協議会等の開催
- ③ ポスター、看板、標識板、横断幕等による広報
- ④ 広報紙、パンフレット、チラシ等の配布
- ⑤ 広報車、航空機等による広報
- ⑥ テレビ、ラジオ、新聞による広報
- ⑦ 学校教育による防火思想の普及

（2）登山、ハイキング、林内作業員等に対する広報

- ① テレビ、ラジオ等による出かける前の広報
- ② 行楽地に向かう途中の電車やバスの中及び最寄り駅のポスター、ステッカーによる広報
- ③ キャンプ場、遊歩道、山林内を通る車道等行楽客の多い場所と時期を十分把握し、看板、チラシ、広報車等による広報

（3）地域住民、山林所有者に対する林野火災防止のための指導、広報

- ① 地域の民間防火組織による予防活動の実施推進
- ② 山林所有者による自衛活動（巡視等）の励行

2 林野火災予防計画の作成

市（消防本部）は、防災関係機関及び地域住民の協力を得て、火災予防、消火体制の整備を図るため、林野火災予防計画を作成するものとする。

計画の作成に当たっては、地域の現況、過去の状況を把握し、林野火災の発生や拡大の危険性が高い地域について、重点的に対策を講じるよう留意するとともに、予防広報、予警報の発令、伝達、警戒体制及び資機材の整備等について具体的に講じるものとする。

第2節 火災に強い森林づくり

林野火災を防止するため、市、県、森林所有者、業関係団体等が連携し、火災に強い森林の保全管理を推進する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 火災に強い森林づくりと管理活動の推進	産業観光部	県、森林所有者、 林業関係団体

第1 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市（産業観光部）及び県（環境森林部）は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努める。また、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第3節 応急対策への備え

市は、林野火災が発生した場合に迅速的確に対応できるよう、関係機関との連携強化、消防水利の確保、マニュアルの見直しなどの取組を継続して行う。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 情報収集・伝達体制の整備	消防本部	
第2 災害応急活動体制の整備	総合政策部、消防本部	
第3 消火活動への備え	消防本部	県
第4 避難対応への備え	総合政策部	
第5 関係機関と連携した防災訓練の実施	総合政策部、消防本部	県、防災関係機関

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 消防通信手段の確保

市（消防本部）及び防災関係機関は、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を推進する。

2 空中偵察活動による情報収集等

市（消防本部）は、林野火災発生時に空中偵察活動を行い、速やかに県消防防災航空隊との情報共有が図れるよう、必要な資機材等の整備に努める。

第2 災害応急活動体制の整備

市（総合政策部、消防本部）は、本計画及び「足利市林野火災対応マニュアル」で整理された担当業務を行うための体制を整備し、訓練や実火災時の対応を踏まえた継続的な見直しを行うことで、実効性の確保に努めるものとする。

第3 消火活動への備え

1 消防施設等の整備・強化

（1）消防水利の整備

- ① 市（消防本部）は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備や、ダム・河川水、プール、農業用ため池等の活用を関係機関と連携して推進し、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。
- ② 市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結や水槽の設置等により、水利の確保に努める。

（2）消防用資機材等の整備

市（消防本部）は、背負い式水のう、組立式簡易水槽及び可搬ポンプ等の整備に努める。

（3）空中消火活動の積極的な推進

市（消防本部）及び県（危機管理防災局）は、火災発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

第4 避難対応への備え

市（総合政策部）は、林野火災の発生場所に応じた避難所等をあらかじめ検討しておく。

第5 関係機関と連携した防災訓練の実施

市（総合政策部、消防本部）は、県（危機管理防災局）や関係機関と連携し、林野火災が発生した場合に、災害対策本部の設置及び県や自衛隊への応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、実践的な訓練を実施する。

第3章 原子力事故災害予防

第1節 初動体制の整備

市及び県は、他の防災関係機関と連携し、平時から原子力防災に関する情報収集・共有に努めるとともに、災害時における初動体制の整備を図る。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 情報の収集・連絡体制の整備	総合政策部	県
第2 通信手段の確保等	総合政策部	県、防災関係機関

第1 情報の収集・連絡体制の整備

県（危機管理防災局）は、緊急時における対応を迅速かつ的確に実施するため、平常時から市（総合政策部）、防災関係機関等と原子力防災に関する情報の共有に努める。

第2 通信手段の確保等

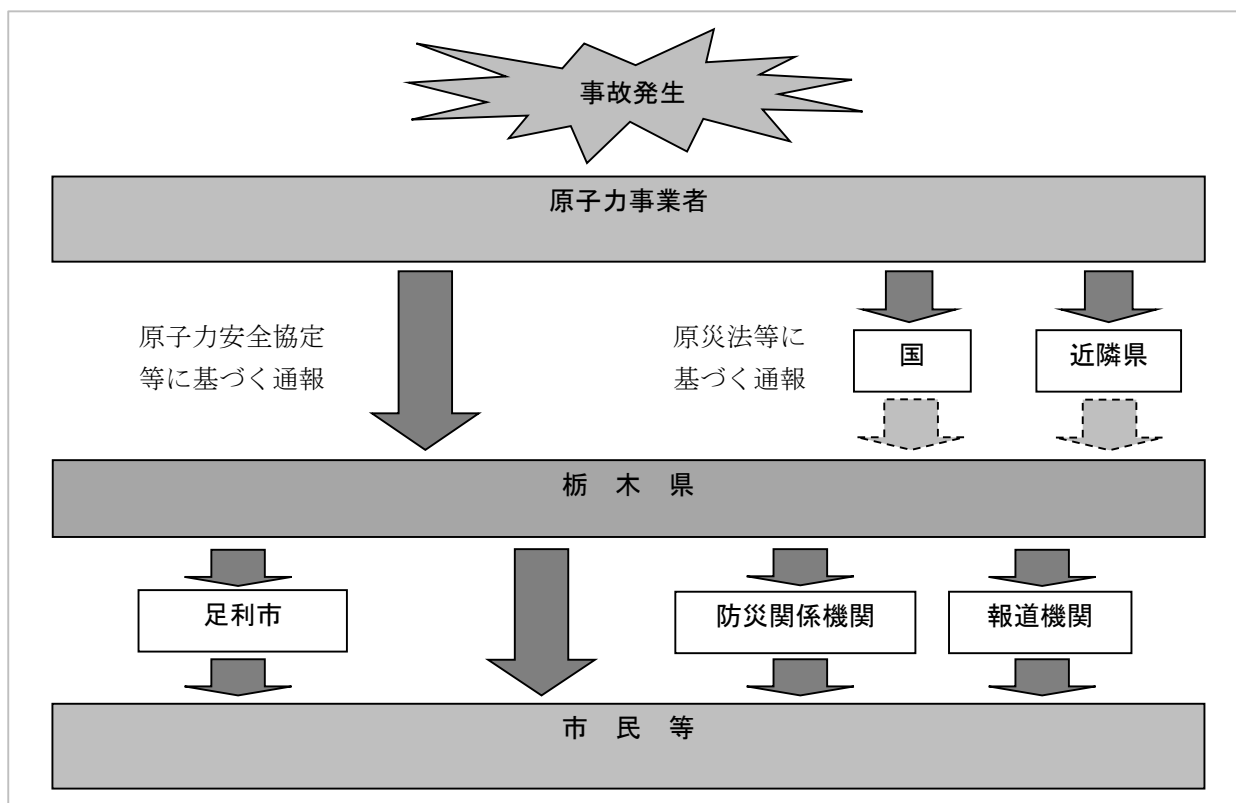
1 通信連絡網等の整備

県（危機管理防災局）、市（総合政策部）、防災関係機関等は、原子力防災対策に関する相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、緊急時における通信連絡網等の整備に努める。

2 複合災害への備え

県（危機管理防災局）、市（総合政策部）、防災関係機関等は、複合災害の場合も想定して複数の連絡手段を確保するなどの対策を講じる。

<緊急時における流れ>



第2節 情報伝達体制の整備

市は、原子力災害時における情報について、市民等に対し迅速かつ正確に伝達できる体制を整備する。

本編 第1章 第14節に準ずる。

第3節 避難対応に係る体制等の整備

モニタリング結果や分析データを踏まえ、市民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 屋内退避体制の整備	総合政策部	県

本編 第1章 第15節に準ずる。また、原子力災害対策においては、次の事項を追加する。

第1 屋内退避体制の整備

UPZ外における防護措置については、自宅内への屋内退避が中心であるが、原子力施設の状況や放射性物質の放出状況等に応じて本市に屋内退避エリアが拡張され、国の原子力災害対策本部が屋内退避を実施するよう指示する場合がある。また、国の指示を受けた県及び市は、屋内退避指示エリアを含む行政区単位で屋内退避を実施するよう住民等に指示することとなる。

このため、県（危機管理防災局）及び市（総合政策部）は、これらの指示を実行するための情報伝達方法等について整備する。

第4節 モニタリング体制の整備

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出による環境への影響を把握するため、平時から環境放射線モニタリングを実施するなど、あらかじめ必要な体制を整備する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 モニタリング体制の整備	総合政策部、生活環境部	国、県、原子力事業者
第2 定点測定等	健康福祉部、生活環境部、教育委員会事務局	

第1 モニタリング体制の整備

1 体制の整備

(1) 機器等の整備・維持

県（環境森林部）は、平時・緊急時における市内の環境に対する放射性物質又は放射線の影響を把握するため、モニタリングポスト等の環境放射線モニタリング機器等を整備・維持するとともに、その操作の習熟に努め、市（生活環境部）はこれに協力する。

(2) 複合災害への備え

県（環境森林部）は、モニタリングポストが稼動しない場合に備え、サーベイメータ等による測定等を実施することができるよう体制を整備する。市（生活環境部）はこれに協力する。

2 要員の確保・育成等

県（環境森林部）は、緊急時の環境放射線モニタリングを迅速かつ円滑に実施するための組織を整備し、要員及びその役割等をあらかじめ定めておくとともに、必要な要員を育成する。

また、県（環境森林部、危機管理防災局）は、モニタリングの結果について判断することが困難な場合に備え、専門家等に要請するための体制を整備する。市（生活環境部）は要員の確保・育成、体制整備等に努め、県に協力する。

3 防災関係機関との協力体制の整備

国、県（環境森林部、危機管理防災局）、市（生活環境部、総合政策部）、原子力事業者等は、緊急時の環境放射線モニタリングに関して平時から緊密な連携を図り、協力体制を整備しておく。

第2 定点測定等

市（健康福祉部、生活環境部、教育委員会事務局）は、庁舎、小学校、保育所等において、空間放射線量を継続的に測定し、測定結果を公表する。

第5節 健康対策

緊急時における原子力発電所等からの放射性物質又は放射線の放出から市民の健康等を保持するため、資機材等を整備するとともに、初期被ばく医療を中心とした医療体制を整備する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 資機材の整備等	健康福祉部	国、県、原子力事業者
第2 医療救護活動体制の整備		県、医療機関

第1 資機材の整備等

1 活動用資機材の整備

県（保健福祉部、危機管理防災局）は、国や原子力事業者等から整備すべき資機材に関する情報提供等を受け、スクリーニング、人体への除染等を実施するため、必要な資機材の整備に努め、市（健康福祉部）は、これに協力する。

2 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

県（危機管理防災局、その他各部局）は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材をあらかじめ整備・維持管理するものとし、市（健康福祉部）は、これに協力する。

また、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平時から国、県、市及び事業者等は、相互に密接な情報交換を行う。

第2 医療救護活動体制の整備

1 基本方針

県（保健福祉部）は、関係機関の協力を得て、避難所に設置する医療救護所等において、市民や防災業務関係者等を対象とした放射性物質による表面汚染の検査（放射線サーベイ検査）、汚染の程度に応じた拭き取り等の簡易な除染、医療救護及び健康管理等を実施する体制を整備する。

2 関係機関の協力の確保

- ① 関係機関は、原子力災害時における迅速かつ的確な医療を確保するため、緊急被ばく医療等の実施に必要な要員及び医薬品等の資機材の整備・提供に協力する。
- ② 救急医療を担う医療機関は、一般傷病者等の受け入れに関して協力する。

第6節 農林水産物等の安全確保の整備

事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う市民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 検査体制の整備	産業観光部	県

第1 検査体制の整備

県（保健福祉部、環境森林部、産業労働観光部、農政部）は、事故発生時における農林水産物や加工食品、飲料水、工業製品等の安全性を確保するため、平常時から検査体制を整備する。

市（産業観光部）は、事故発生時における食品等のモニタリング検査や出荷制限等の円滑な実施のため、県から検査体制等の説明を受け、協力体制を確保する。

第7節 普及・啓発等を通じたリスクコミュニケーションの充実

原子力災害に関する知識の普及・啓発や原子力防災に係る研修等を実施し、リスクコミュニケーションの充実に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 市民等に対する普及・啓発	総合政策部、健康福祉部、生活環境部、教育委員会事務局	県
第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等	総合政策部、健康福祉部、生活環境部、消防本部、教育委員会事務局	県

第1 市民等に対する普及・啓発

県（危機管理防災局、その他各部署）は市民等に対し原子力防災に関する知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施し、市（総合政策部、生活環境部、健康福祉部、教育委員会事務局）はこれに協力する。

- ① 放射性物質及び放射線の特性
- ② 原子力発電所等の概要
- ③ 避難等施設の位置
- ④ 原子力災害とその特性
- ⑤ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑥ 本市の平常時における環境放射線の状況
- ⑦ 緊急時に市や県等が講じる対策の内容
- ⑧ 屋内退避・避難
- ⑨ 安定ヨウ素剤の服用
- ⑩ 放射性物質による汚染の除去

第2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

県は、原子力防災業務の円滑な実施を図るため、関係省庁、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用する。また、市（総合政策部、健康福祉部、生活環境部、消防本部、教育委員会事務局）は、県等が実施する以下に掲げる事項等についての防災業務関係者に対する研修に参加する。

- ① 原子力防災体制及び組織
- ② 原子力発電所等の概要
- ③ 原子力災害とその特性
- ④ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- ⑤ 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- ⑥ 緊急時に国・県・市等が講じる対策の内容
- ⑦ 緊急時に市民等がとるべき行動及び留意事項
- ⑧ その他緊急時対応に関すること

第4章 その他事故災害予防

第1節 事業所等に対する防災対策の強化

危険物事故の未然防止のため、事業者等は、施設の安全性確保や応急対策への備え、訓練の推進等を図り、安全対策に努める。関係行政機関は、事業者等に対する安全指導の徹底に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 安全性の確保等	生活環境部、消防本部	県、危険物等取扱事業者
第2 防災意識の高揚、訓練の実施	生活環境部、消防本部、各部	県、県警察

第1 安全性の確保等

1 災害応急対策への備え

(1) 防除資機材等の整備

市（消防本部）及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

- ① 市（生活環境部、消防本部）及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。
- ② 市（生活環境部、消防本部）及び県は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。
- ③ 市（生活環境部、消防本部）及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

2 県及び事業者等の備え

県及び危険物等取扱事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

第2 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

市（生活環境部、消防本部）、県、県警察等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、事故災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

2 防災訓練の実施

市（各部）、県（各部局）等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的な訓練を連携して実施する。

第2節 石油类等事故予防対策

石油类等の事故防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への備え、訓練の推進等を図り、安全対策に努める。関係行政機関は、事業者等に対する安全指導の徹底に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 石油类等取扱事業者の対策		石油类取扱事業者
第2 消防本部の対策	消防本部	

第1 石油类等取扱事業者の対策

- ① 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- ② 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- ③ 防災訓練を実施する。
- ④ 化学消火剤等の危険物災害拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- ⑤ 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第2 消防本部の対策

- ① 施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- ② 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災や流出事故等を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保について必要な対策を周知するとともに、再点検を求める。
- ③ 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第3節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への備え、訓練の推進等を図り、安全対策に努める。関係行政機関は、事業者等に対する安全指導の徹底に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 LPガス・一般高圧ガス		販売事業者等、高圧ガス事業者
第2 都市ガス		足利ガス(株)

第1 LPガス・一般高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という）の対策

（1）一般消費者等に対する災害予防措置の実施

LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメーター、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

また、事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

（2）災害予防体制の強化

従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させるほか、ガス漏洩事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動態勢を整備する。

また、容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底するほか、被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガス製造者等（以下「高圧ガス事業者」という）の対策

- ① 高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。
- ② 災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、防災訓練を充実強化して実施する。また、(一社)栃木県一般高圧ガス安全協会、(一社)栃木県LPガス協会、消防署、警察署等防災関係機関との応援協力体制の充実強化を図る。

第2 都市ガス

1 都市ガス事業者等の対策

- ① 災害により、広範囲にわたる都市ガス施設の被害やガスによる二次災害の防止、軽減、早期復旧を図るため、緊急措置、復旧活動のための組織、人員、機器、図面などの整備を図るとともに、迅速な対応ができる体制を確立する。
- ② 災害の発生が予想され、又は発生した場合に、市、消防本部、県警察等防災関係機関、関連工事会社との情報連絡等が円滑に行えるよう、あらかじめ連絡方法を確認するなど連携体制を整備する。
- ③ 災害時に出動する職員について、応急措置、受付などに関する教育、訓練を実施する。

第4節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、事業者等は安全管理の徹底や訓練を実施し、関係行政機関は事業者等に対する安全指導の徹底に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 事業者の対策		火薬類取扱事業者

第1 事業者の対策

火薬類取扱事業者は、火薬類による危害を防止するため、その取扱いに係る技術基準を遵守し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第5節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への備え、訓練の推進等を図り、安全対策に努める。関係行政機関は、事業者等に対する安全指導の徹底に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 事業者の対策		毒物劇物取扱事業者
第2 連携体制の整備	消防本部	県、医療機関

第1 事業者の対策

毒物劇物取扱事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 連携体制の整備

市（消防本部）、県（保健福祉部、危機管理防災局）及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第6節 放射性物質事故予防対策

放射性物質の事故防止のため、事業者等は、施設の安全性の確保や応急対策への備え、訓練の推進等を図り、安全対策に努める。関係行政機関は、事業者等に対する安全指導の徹底に努める。

【対策項目と実施主体】

項目	市担当部	関係機関等
第1 事業者の対策		放射性同位元素等取扱事業者
第2 市の対策	消防本部	

第1 事業者の対策

放射性同位元素等取扱事業者は、放射性同位元素等の漏洩等のおそれが生じた場合、円滑な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、国に対する通報連絡体制を整備する。

第2 市の対策

市（消防本部）は、事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。